

申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査
結果報告書
(東日本大震災関連)

平成 25 年 3 月

総務省行政評価局

前書き

国民が行政機関に許認可などを申請する場合、申請書や添付書類の作成、手数料の支払など、その手続には一定の負担が伴うものである。

しかし、申請手続に伴う負担は、行政機関の審査に必要不可欠で、かつ、国民にとって必要最小限のものである必要がある。

特に、東日本大震災の被災者は、財産の滅失・損壊、避難、各種書類の亡失等のため、多くの心配事や業務を抱えながら、証明書類の再発行、支援措置の申請などの手続を、同時期に数多く行わなければならなかった。

また、被災地の行政機関は、職員が被災し、庁舎が被害を受ける中、被災者支援のための手続を大量に処理せざるを得なかった。

被災者支援のための手続では、被災者の置かれた状況を踏まえ、可能な限りの負担軽減が求められる。また、手続の処理は、被災者の生活再建、ひいては被災地復興の出発点となるため、迅速かつ的確になされる必要がある。

当省では、平成24年度の行政評価局調査のテーマ選定の柱の一つとして「震災からの復旧・復興への対応」を掲げており、本調査は、その第一弾として、東日本大震災に係るものを中心として、許認可等の申請手続に伴う負担の実態を調査し、国民の負担軽減を図るとともに、関係行政の改善に資することを目的に実施した。

なお、全国共通の一般的な申請手続については、今後、別途、調査結果を取りまとめる予定である。

目 次

第1 実態調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 災害発生後に被災者がとる手続の概要	5
(1) 災害発生後の各種手続	5
(2) 災害発生後の手続の方法等	5
(3) 東日本大震災における手続に関する特例措置	6
2 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等	10
(1) 罹災証明及び被災証明の概要	10
(2) 罹災証明等の統一の実施	10
(3) 罹災証明書の迅速な発行	12
(4) 被害調査の信頼性の確保	14
3 被災者支援の確実な実施	23
(1) 被災者支援制度の手続	23
(2) 被災者台帳システムの整備状況	23
(3) 被災者支援制度の利用状況	23
4 被災者の手続負担の軽減	35
(1) 被災者生活再建支援金の支給の迅速化	35
(2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減	38
(3) その他	46

図 表 目 次

第 1 実態調査の目的等

調査対象手続の選定について

表 1 手続負担に関する意見の件数（手続の分野別）	2
表 2 手続負担に関する意見の件数（軽減内容別）	2
表 3 東日本大震災の被災者の手続負担に関する主な意見・要望	3
表 4 調査対象手続	4

第 2 調査結果

1 災害発生後に被災者がとる手続の概要

(1) 災害発生後の各種手続

図表 1－(1) 災害発生後に被災者がとる手続の例	7
---------------------------	---

(2) 災害発生後の手続の方法等

図表 1－(2) 東日本大震災における主な被災者支援制度	8
------------------------------	---

(3) 東日本大震災における手続に関する特例措置

図表 1－(3) 東日本大震災における手続に関する特例措置の例	9
---------------------------------	---

2 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等

(1) 罹災証明及び被災証明の概要

図表 2－(1)－① 災害の被害認定基準	17
----------------------	----

図表 2－(1)－② 罹災証明書が必要とされる制度	17
---------------------------	----

図表 2－(1)－③ 防災対策推進検討会議最終報告(平成 24 年 7 月 31 日中央防災会議防 災対策推進検討会議)〈抜粋〉	17
---	----

図表 2－(1)－④ 罹災証明書等の発行件数	18
------------------------	----

(2) 罹災証明等の統一の実施

図表 2－(2)－① 調査対象 20 市町における罹災証明及び被災証明の対象範囲	18
--	----

図表 2－(2)－② 調査対象 20 市町における罹災証明書の記載事項	19
-------------------------------------	----

図表 2－(2)－③ 調査対象 20 市町における罹災証明書の発行部数	19
-------------------------------------	----

(3) 罹災証明書の迅速な発行

図表 2－(3)－① 被害認定事務に関する資料	19
-------------------------	----

図表 2－(3)－② 調査対象 20 市町における罹災証明事務の事前準備	20
--------------------------------------	----

図表 2－(3)－③ 調査対象 20 市町における罹災証明書等の発行開始状況	20
--	----

図表 2－(3)－④ 被害認定調査の流れ	20
----------------------	----

図表 2－(3)－⑤ 調査対象 20 市町における現地調査と罹災証明書発行時期の関係	20
--	----

図表 2－(3)－⑥ 調査対象 20 市町における第 1 次調査の方法と罹災証明書発行時期	21
---	----

図表 2－(3)－⑦ 調査対象 20 市町における被害調査への他自治体の応援と専門家への 委託の状況	21
---	----

図表 2－(3)－⑧ 専門家への委託を行っていない理由	21
-----------------------------	----

(4) 被害調査の信頼性の確保

図表 2－(4)－① 調査対象 20 市町における再調査依頼による調査等の実施状況	21
---	----

図表 2－(4)－② 調査対象 20 市町における再調査依頼の教示方法と第 2 次調査及び再 調査の実施率	22
--	----

3 被災者支援の確実な実施

(1) 被災者支援制度の手続

(2) 被災者台帳システムの整備状況

図表 3 - (2) - ① 西宮市被災者支援システムの概要	27
図表 3 - (2) - ② 防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日中央防災会議 防災対策推進検討会議）＜抜粋＞	27

(3) 被災者支援制度の利用状況

図表 3 - (3) - ① 被災者生活再建支援金制度の概要	28
図表 3 - (3) - ② 調査対象 20 市町における被災者生活再建支援金の支給率	29
図表 3 - (3) - ③ 被災者生活再建支援金（基礎支援金）の支給率（大規模半壊以上世帯）	29
図表 3 - (3) - ④ 調査対象 20 市町における税・保険料の減免措置の実施状況	30
図表 3 - (3) - ⑤ 調査対象 20 市町における税・保険料の減免措置の方式	31
図表 3 - (3) - ⑥ 調査対象 20 市町における条例等への職権減免規定の整備状況等 （税・保険料別）	31
図表 3 - (3) - ⑦ 調査対象 20 市町における税・保険料の職権減免の範囲と担当課の関 係	32
図表 3 - (3) - ⑧ 調査対象 20 市町における税・保険料の減免の方式と担当課の関係	32
図表 3 - (3) - ⑨ 東日本大震災での国民健康保険、後期高齢者医療制度の一部負担金 等の取扱い	33
図表 3 - (3) - ⑩ 調査対象 20 市町における国民健康保険及び後期高齢者医療費の一部 負担金等の還付状況（合計）	33
図表 3 - (3) - ⑪ 還付対象者を把握している市町における還付率等	34

4 被災者の手続負担の軽減

(1) 被災者生活再建支援金の支給の迅速化

図表 4 - (1) - ① 調査対象市町における支援金の申請から支給までの日数①	37
図表 4 - (1) - ② 調査対象市町における支援金の申請から支給までの日数②	37
図表 4 - (1) - ③ 被災者生活再建支援金支給申請の県による審査	37
図表 4 - (1) - ④ 平成 23 年 4 月以降の被災者生活再建支援金の申請件数及び都道府県 会館の審査人数	37

(2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減

図表 4 - (2) - ① 調査対象 20 市町における被災者支援制度の申請に係る証明書類の添 付状況	41
図表 4 - (2) - ② 災害義援金制度の概要	41
図表 4 - (2) - ③ 災害援護資金貸付制度の概要	42
図表 4 - (2) - ④ 住宅応急修理制度の概要	43
図表 4 - (2) - ⑤ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 21 年 6 月内閣府（防 災担当））＜抜粋＞	43
図表 4 - (2) - ⑥ マンション共用部分の応急修理に係る申請書及び罹災証明書の添付 状況	44
図表 4 - (2) - ⑦ 登録免許税の免税申請（被災建物の建替え等のために土地を取得し た場合）の概要	45

(3) その他

図表 4 - (3) - ①	自動車の永久抹消登録制度の概要	51
図表 4 - (3) - ②	東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について (平成 23 年 3 月 25 日付け国自情第 234 号自動車交通局技術安全部自動車情報課長通知) による特例措置の概要	51
図表 4 - (3) - ③	自動車保有関係手続のワンストップサービスの概要	52
図表 4 - (3) - ④	民間賃貸住宅の借上げ供与制度の概要	53
図表 4 - (3) - ⑤	東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの 取扱について (平成 23 年 4 月 30 日付け社援発 0430 第 1 号社会・援護 局長通知) <抜粋>	53
図表 4 - (3) - ⑥	被災 3 県から依頼を受けた各都道府県の民間賃貸住宅の借上げ供与 の開始月	54
図表 4 - (3) - ⑦	東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について (通知) (平成 23 年 3 月 14 日付け 22 文科高第 1254 号文部科学副大臣) <抜粋>	54
図表 4 - (3) - ⑧	公営住宅の一時使用の概要	55
図表 4 - (3) - ⑨	大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書 について (平成 19 年 8 月 9 日付け国住備第 38 号住宅局住宅総合整備 課長通知) <抜粋>	55
図表 4 - (3) - ⑩	公営住宅への一時的な入居に際して、被災者に負担を課している例	56
図表 4 - (3) - ⑪	東日本大震災における「災害関連死の死者」の定義及び災害関連死 の判定方法	56
図表 4 - (3) - ⑫	災害弔慰金制度の概要	57
図表 4 - (3) - ⑬	調査対象市町における災害関連死の判定時の死亡届記載事項証明書 の添付状況	57
図表 4 - (3) - ⑭	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業の概要	58
図表 4 - (3) - ⑮	免許証等の再交付手数料の免除措置	58
図表 4 - (3) - ⑯	免除措置を講じない理由 (重複回答あり)	59
図表 4 - (3) - ⑰	免許証等の再交付手数料に係る免除措置を実施していないもの	60

第 1 実態調査の目的等

1 目的

本調査は、許認可等の申請手続に伴う国民の負担を軽減する観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資することを目的に実施したものである。

特に、大規模災害において、手続の負担軽減と迅速かつ的確な処理が図られるよう、東日本大震災における被災者支援のための手続の実施状況を中心に調査を行った。

今般、政府における罹災証明書や被災者支援のための総合的な台帳の法的な位置付けの検討に資するため、東日本大震災に関連する手続を対象に調査結果を取りまとめた。

なお、全国共通の一般的な申請手続については、今後、別途、調査結果を取りまとめる予定である。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（12）、市町（41）、民間団体等（56）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

4 実施時期

平成24年8月～25年3月

調査対象手続の選定について

1 東日本大震災の被災者の手続負担に関する意見

この調査では、申請手続等に伴う負担に関する意見を、ホームページでの公募、各種団体等からのヒアリングにより集め、調査対象手続を選定する手掛かりとした（詳細は表3を参照）。

このうち、東日本大震災に関連する意見の概要は、以下のとおりである。

- ① 意見の多かった分野は、被害認定のほか、生活資金、住宅などの被災者支援、自動車などの分野である（表1）。
- ② 多かった意見は、被災者支援の内容の拡充、添付書類の削減、支援制度の周知、処理期間の短縮などである（表2）。

表1 手続負担に関する意見の件数（手続の分野別）

分野	件数	割合
被害認定	32	22.1%
生活資金	24	16.6%
住宅	17	11.7%
自動車	14	9.6%
医療・保険	12	8.3%
教育	10	6.9%
雇用・中小企業	10	6.9%
その他	26	17.9%
小計	145	100%
一般的な意見	178	—
合計	323	—

（注）当省の調査結果による。

表2 手続負担に関する意見の件数（軽減内容別）

意見の内容	件数	割合
支援内容を拡充してほしい	33	22.8%
添付書類を削減してほしい	24	16.6%
支援制度の周知が不十分	23	15.9%
処理期間を短くしてほしい	18	12.4%
申請先が遠い／申請窓口が複数	14	9.6%
被害認定に不満	7	4.8%
手数料を免除してほしい	5	3.4%
その他	21	14.5%
小計	145	100%
一般的な意見	178	—
合計	323	—

（注）当省の調査結果による。

表3 東日本大震災の被災者の手続負担に関する主な意見・要望

分野	件数	主な意見・要望
被害認定	32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書の発行が遅かった。 ・ 被害調査のやり方が市町村によって異なっている。 ・ 被害調査の結果に不満がある。 ・ 罹災証明書の様式が市町村によって異なっている。 ・ 動産の罹災証明書が発行されなかった。 ・ 罹災証明書が1部しか発行されず、必要の都度何度も役場に足を運んだ。
生活資金	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活再建支援金の支給が遅かった。 ・ 被災者生活再建支援金の申請に必要な罹災証明書などの添付書類を省略してほしい。 ・ 災害義援金の申請に必要な罹災証明書などの添付書類を省略してほしい。 ・ 災害援護資金貸付の申請に必要な罹災証明書などの添付書類を省略してほしい。
住宅	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の応急修理申請に必要な罹災証明書などの添付書類を省略してほしい。 ・ マンション共用部分の応急修理申請で、1棟全体が同じ被害区分なのに、全世帯の罹災証明書の添付が必要だった。
自動車	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の永久抹消登録で窓口申請以外認められなかった。
医療・保険	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口一部負担金の免除措置を知らない人がいた。
教育	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学授業料減免の申請期間が短い。
雇用・中小企業	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金申請で、申請書と添付書類の提出部数を削減してほしい。
その他	26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録免許税の非課税措置に必要な登記事項証明書の添付を省略してほしい。 ・ 家屋被害の認定変更のたびに市民税などの減免申請が必要となったので、行政機関のやりとりで処理してほしい。
合計	145	

(注) 本調査において、当省に寄せられた意見の総数は323件であり、このうち、一般的な意見・要望を除いた意見・要望145件を掲載した。

2 選定した調査対象手続

上記1の意見を、以下の視点から精査し、表4の23手続を調査対象とした。

- ・ 多くの被災者がとる手続で、負担を軽減した場合に効果が広範に及ぶと考えられるもの
- ・ 被災者の被害データを保有している各市町村の手続処理を比較できるもの
- ・ 将来の大規模災害に備え、手続負担の軽減を図る余地があるもの

表4 調査対象手続

分野	申請窓口	手続
被害認定	市 町 村	罹災証明申請 被災証明申請
生活資金	市 町 村	災害弔慰金請求
	〃	被災者生活再建支援金支給申請
	〃	災害義援金申請
	〃	災害援護資金借入申込
住 宅	福祉事務所	母子寡婦福祉資金貸付申請
	市 町 村	住宅の応急修理申込
	県・市町村等 市 町 村	公営住宅一時使用許可申請 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）入居申込
自 動 車	運輸支局等	自動車の抹消登録申請
医療・保険	市 町 村	国民健康保険料減免申請
		後期高齢者医療保険料減免申請
		介護保険料減免申請
		国民健康保険一部負担金等還付申請
		後期高齢者医療一部負担金等還付申請
教 育	各 大 学	大学の授業料免除申請
雇用・中小企業	全国中小企業 団体中央会	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業の補助金申請
そ の 他	法 務 局	登記申請（登録免許税の減免）
	〃	戸籍届書記載事項証明申請（死亡届）
	市 町 村	固定資産税・都市計画税減免申請
	〃	市町村民税・県民税減免申請
	各行政機関	免許証等の再交付手数料の免除

第2 調査結果

1 災害発生後に被災者がとる手続の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 災害発生後の各種手続</p> <p>災害発生後に被災者がとる各種手続は、被災者の生活再建、ひいては被災地復興の出発点となる。</p> <p>手続には、まず、本人確認のために必要な運転免許証や保険証を始め、預貯金通帳、保険証券、年金証書、資格証明書など、被災者が失った証明書類の再交付を申請する手続がある。</p> <p>次に、罹災証明申請などの被害認定手続がある。罹災証明書は、市町村が被害調査を行った上で発行するもので、多くの被災者支援制度がこの被害認定の結果を支援適用の基準としている。</p> <p>続いて、被災者が支援を受けるための各種の申請手続がある。被災者支援制度は、資金給付、現物給付、税金や保険料の減免・納付の猶予、貸付など多岐にわたる。また、被災者が離職を余儀なくされた場合や生活の維持が困難となった場合には、失業給付や生活保護などの既存の社会福祉制度の申請手続をとる必要が生じる。</p> <p>このほか、埋葬許可申請、郵便局への避難先届、自動車の抹消登録申請、各種の申請書に添付する住民票等の証明書類を用意するための手続などがある。</p> <p>このように、被災者は、被害の程度は様々ではあるものの、多くの心配事を抱え、災害の後始末に追われながら、同時期に数多くの手続をとらなければならない。</p>	<p>図表 1 - (1)</p>
<p>(2) 災害発生後の手続の方法等</p> <p>災害発生後に被災者がとる手続は、平時と同じく、原則として被災者の「申請」により開始される。</p> <p>被災者支援制度は多岐にわたり、さらに災害の規模が大きく既存の支援制度で十分な対応ができない場合、その災害に限った特別の措置が講じられる。東日本大震災では、「復旧・復興支援制度検索サービス」（復興庁、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、内閣府防災担当、総務省、経済産業省）に、各種の支援制度が、個人向け344件、事業者向け308件の計652件（地域による重複登録を含む。）登録されている（平成24年12月現在）。</p> <p>このように、大規模な災害では、被災者のニーズに応じた様々な支援制度が用意されている。</p> <p>被災者支援は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）といった法令等ごとに行われるため、申請窓口は、それぞれの法令等を</p>	<p>図表 1 - (2)</p>

担当する各機関である。その中で、住民の日常生活に直結する行政サービスの多くを提供している市町村が、その中核を担うことになる。

申請の受付期間も、それぞれの法令等ごとに異なっており、また、税や保険料の免除措置など国会の判断や予算の裏付けが必要なものは、受付開始までに一定の期間を要する。

また、支援制度ごとに、それぞれ罹災証明書、住民票、所得証明書といった証明書類の添付が必要となっている。

(3) 東日本大震災における手続に関する特例措置

東日本大震災は、広域にわたる甚大な被害（災害救助法の適用は10都県241市区町村）、行政機能の著しい低下（市町村の本庁舎移転は4市町）、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者を含む大量の避難者（ピーク時は約47万人）というこれまでの災害にない特徴を持つ。

このため、手続面でも様々な特例措置が講じられている。

広域にわたる甚大な被害に対しては、被保険者証がなくても医療が受けられる措置（平成23年3月11日から平成23年6月30日までの間）、建物の滅失の登記を被災者からの申請を待たずに法務局が職権で行う措置、自動車保管場所証明の申請書類を簡素化し即日交付する措置などが講じられた。また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）が適用され、許認可等の有効期間の延長などが行われている。

著しく低下した行政機能に対しては、市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況に鑑み、要介護認定等に係る有効期間を最大1年間延長する措置などが講じられた。

大量の避難者に対しては、管轄外の公共職業安定所で失業給付手続を行える措置などが講じられた。また、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）が制定され、指定市町村からの避難者は、住民票を移さずに、避難先の市町村で医療、福祉及び教育に関するサービスを受けられる措置が講じられている。

また、内閣府が取りまとめた「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」に挙げられている213事項（平成24年12月現在）の規制緩和等の措置の中には、申請方法の簡素化、添付書類の削減など様々な手続面での特例措置が含まれている。

図表 1 - (3)

図表 1 - (1) 災害発生後に被災者がとる手続の例

分類	例
避難に伴う手続	郵便局への避難先届 全国避難情報システム登録
金融機関での手続	預金通帳再発行申請 保険証券再発行申請
証明書類の再交付手続	運転免許証再交付申請 被保険者証再交付申請
被害認定手続	罹災証明申請 被災証明申請
被災者支援制度の申請手続	応急仮設住宅入居申請 被災者生活再建支援金支給申請 災害援護資金借入申込
社会福祉制度の申請手続	失業認定申告 生活保護申請
添付書類を用意するための手続	住民票請求 所得証明書交付申請
財産滅失に伴う手続	自動車の抹消登録申請 建物滅失登記申請
埋葬手続	死亡届、埋葬許可申請

(注) 当省が整理したものである。

図表 1 - (2) 東日本大震災における主な被災者支援制度

主な申請窓口	給付等	減免等	貸付・その他
市町村	災害弔慰金 災害障害見舞金 被災者生活再建支援金 住宅の応急修理 応急仮設住宅 公営住宅 児童扶養手当の特例 生活保護 市町村独自の給付制度 埋葬（災害救助法） 葬祭費（国民健康保険、後期高齢者医療制度）	住民税の軽減 固定資産税・都市計画税免除 国民健康保険料の減免 後期高齢者医療保険料の減免 国民年金保険料の免除 介護保険料の減免 医療費一部負担金の減免 介護サービス利用者負担額の減免 保育料の減免 水道料金の減免 下水道使用料の減免 各種手数料の減免	災害援護資金 生活福祉資金 母子寡婦福祉資金 市町村独自の貸付制度 埋葬許可 応急危険度判定 被災宅地危険度判定 罹災証明
都道府県	公営住宅（県営住宅） 中小企業グループへの補助 都道府県独自の給付制度	自動車税等の非課税 各種手数料の減免	都道府県独自の貸付制度
大学・学校等	就学援助	授業料の減免	奨学金貸与
公共職業安定所	雇用保険の失業給付 職場訓練 職業転換給付金 雇用調整助成金 被災者雇用開発助成金 成長分野等人材育成支援事業 キャリア形成促進助成金		
法務局		登記事項証明書等交付手数料免除	
税務署		所得税の軽減	
労働基準監督署		労働保険料の免除・猶予	未払賃金の立替払
日本年金機構年金事務所		社会保険料の免除・猶予	
福祉医療機構			年金担保貸付
日本司法支援センター			東日本大震災法律援助 民事法律扶助
中小企業基盤整備機構			仮設店舗・仮設工場の貸与 中小企業への融資
住宅金融支援機構			災害復興住宅融資 災害復興宅地融資 宅地防災工事資金融資 地すべり等関連住宅資金 返済方法の変更
日本政策金融公庫			東日本大震災復興特別貸付 年金担保貸付 農林漁業者への各種貸付
東日本大震災事業者再生支援機構			二重ローン対策
農協・漁協			農林漁業者への各種貸付
信用保証協会			東日本大震災復興緊急保証 災害関係保証 セーフティーネット保証
商工会議所等			小規模事業者経営改善資金

(注)「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」（内閣府）などに基づき当省が整理したものである。

図表 1 - (3) 東日本大震災における手続に関する特例措置の例

分類	例
証明書類がなくてもサービスを提供	平成23年3月11日から同年6月30日までの間、被保険者証がなくても、氏名、生年月日、住所及び事業所名を申し出ること、医療機関で受診できる措置が講じられた。
行政機関が被災者に代わり職権で手続	建物が滅失したときは、所有者又は相続人が滅失登記の申請をしなければならないが、法務局が職権でこれを行っている。
証明書類の交付申請手続を簡素化	自動車保管場所証明では、申請書類の簡素化、現地調査の省略で、証明書の即日交付が行われた。
国税に関する申告・納付等の期限の延長	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の5県について、平成23年3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限が延長された。
有効期間の延長	市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっているため、要介護認定等に係る有効期間が最大1年間延長された。
手数料の免除	平成33年3月末まで被災建物、船舶等の登記事項証明書等の交付手数料（オンライン請求を除く。）が免除されている。
受付窓口を管轄外に拡大	交通途絶や遠隔地避難を踏まえ、管轄外の公共職業安定所で失業給付手続を行えることとした。
被災者支援の迅速化	住家被害認定迅速化のための調査方法の導入、被災者生活再建支援金支給手続の簡素化が行われた。
通帳を紛失しても預金を払戻し等（金融上の措置）	預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること等を金融機関に要請した。

(注) 各府省の資料に基づき当省が整理したものである。

2 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等

勧告	説明図表番号
<p>(1) 罹災証明及び被災証明の概要</p> <p>災害により被害を受けたことを証明する書面には、罹災証明書、被災証明書があり、これらの証明事務は市町村の自治事務として行われる事実の証明である。</p> <p>罹災証明書は、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行している。ただし、罹災証明書を、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請に必要な「被災世帯であることを証する書面」として発行するときは、被害調査を行った上で、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知）をよりどころに判定した全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分が記載される。</p> <p>また、罹災証明は、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、税や保険料の減免などの各種の公的支援制度の適用基準とされているほか、民間の支援制度にも利用されている。このため、罹災証明書の発行時期と被害認定結果が、被災者の生活再建のスピードを左右するものともなっている。</p> <p>次に、被災証明書についても、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行しており、通常、市町村が被災者の便宜を考慮し、罹災証明が対象としない動産の被害や被災者から被災の届出があったことを証明している。</p> <p>このような状況を踏まえ、現在、内閣府では、「防災対策推進検討会議最終報告」（平成24年7月31日中央防災会議防災対策推進検討会議）において、「個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである」とされたことを踏まえ、罹災証明の法的な位置付けを検討している。</p> <p>調査対象とした20市町（被災3県（岩手県、宮城県及び福島県を示す。以下同じ。）の県庁所在地及び浸水範囲人口1万人以上の市町。以下「調査対象20市町」という。）のうち、罹災証明書の発行件数は、集計している19市町の合計で約76万件、被災証明書の発行件数は、集計している17市町の合計で約90万件である。</p>	<p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p>
<p>(2) 罹災証明等の統一的実施</p> <p>ア 罹災証明等の対象範囲</p> <p>罹災証明及び被災証明は、法的位置付けが不明確なため、その対象範囲は市町村によって一様でない。</p>	<p>図表2-(2)-①</p>

建物については、調査対象20市町の全てが、被災者生活再建支援金支給の条件である住家用建物の被害を罹災証明の対象としている。

一方、店舗、事務所、工場等の住家用建物以外の建物の被害については、課税台帳記載の有無にかかわらず罹災証明の対象とする市町（10市町）、課税台帳に記載されている建物に限り対象とする市町（10市町）がある。

また、設備、車両、漁船等の動産の被害については、調査対象20市町のうち、18市町が被災証明の対象としている。このうち、4市町は現地調査等で被害を確認し証明しているが、14市町は被害の証明ではなく、申請者が被害を申し出たことについて証明している。

このほか、住民基本台帳を基に被災地の住民であることを証明する市町（3市町）、平成23年6月から11月までの間に行われた高速道路料金の無料措置を利用するための被災証明書を発行している市町（6市町）がある。

このように、罹災証明及び被災証明の対象範囲が市町村によって区々であることに加え、各種の被災者支援制度において、市町村が自治事務として任意に発行する罹災証明書を添付書類として求める運用を行っていることから、調査対象20市町において、以下のとおり、市町によって被災者支援制度を利用できるかどうかには差が生じているものがあるほか、市町に過大な事務負担が生じている例がみられた。

（事例1）設備を対象とした罹災・被災証明が発行されていないため特別貸付制度を利用できなかった例

調査対象20市町のうち2市町は、申請者が被害を受けたとする建物や動産が課税台帳に記載されていない場合、被害の証明が困難であるとして、罹災・被災証明書を発行していない。

このため、東日本大震災復興特別貸付を受けようとした被災事業者が、申請に必要な市町発行の設備被害の罹災・被災証明書を用意できず、低金利での貸付けを受けられなかった。

（事例2）高速道路料金の無料措置の利用者の範囲が市町村によって異なる例

東北地方の高速道路の無料措置では、市町村発行の罹災・被災証明書の提示が求められた。

被災証明書について統一的な発行基準が存在しない中で市町村は独自に基準を定めることとなり、調査対象20市町のうち、9市町は「家財などの被害」、6市町は「停電」、5市町は「登録住民（全住民）」とした。

このため、市町によって、無料措置の利用者の範囲に差が生じた。

（事例3）高速道路料金の無料措置に伴う市町の事務負担

東北地方の高速道路の無料措置では、調査対象20市町のいずれにも大

きな事務負担が生じ、通常の罹災証明書の発行に遅れが生じた。

例えば、無料措置の適用基準を「家財などの被害」として高速道路用被災証明書の発行を検討していた1市町では、近隣市町村が「停電」による発行を始めたことを受け、近隣市町村との公平性を確保するため、適用基準を「停電」とした。同市町は全戸が停電したため、対象者は全住民となり、職員30人体制で約10.7万件の被災証明書を発行した。

(事例4) 漁船の罹災・被災証明書を市町が発行している例

東日本大震災における漁船の被害は2万隻を超える。

被災漁業者を対象とした漁船建造のための無利子融資などは、貸付けの条件として漁船被害の罹災・被災証明書を求められているが、市町村は漁船に関するデータを保有していない。

調査対象20市町において、漁船被害の罹災・被災証明書の発行が確認できた5市町のうち、4市町は漁業協同組合（以下「漁協」という。）への問合せ又は漁業被災者の自己申告に基づき市町が罹災・被災証明書を発行した。残る1市町については、漁協が証明書を発行した。

また、市町が罹災・被災証明書を発行していても、市町の発行事務が遅れ、漁業被災者が貸付申請を行えないため、漁協が独自に証明書を発行した例もみられた。

イ 罹災証明書等の記載事項

罹災証明書及び被災証明書の様式は統一されていない。

図表2-(2)-②

調査対象20市町のうち、10市町は罹災証明書の記載事項に世帯員の記載がない。

このため、応急仮設住宅の入居申請、授業料免除申請、登録免許税の減免申請（建物所有者が申請者以外の世帯員の場合）などで、申請者は、別途、住民票を取得し、添付しなければならなかった。

ウ 罹災証明書等の発行部数

罹災証明書及び被災証明書の1回の申請での発行部数は統一されていない。

図表2-(2)-③

調査対象20市町のうち3市町は、罹災証明書の発行部数を1部に限定しているため、被災者は必要の都度、再発行を申請している。

(3) 罹災証明書の迅速な発行

ア 市町村における事前準備

内閣府は、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震における対応の反省を踏まえ、これまでに被害認定事務に関する各種の資料を市町村に示していた。

図表2-(3)-①

しかし、調査対象20市町のうち、内閣府の資料を踏まえた独自の規程やマニュアルを策定するなどの罹災証明事務の事前準備を行っていなかった市

図表2-(3)-②

町は12市町である。

事前準備が行われていなかった背景には、罹災証明が法的に位置付けられていないこともあったと考えられる。

イ 発災から罹災証明書発行までの期間

調査対象20市町の罹災証明書の発行開始日は、それぞれ異なり、発災（平成23年3月11日。以下同じ。）から最も早い市町で7日後、最も遅い市町で48日後である。

また、発災から7日後に罹災証明書を発行した市町における最初の被災者生活再建支援金支給日は発災から48日後であり、発災から48日後に罹災証明書を発行した市町における最初の同支援金支給日は発災から111日後である。このように、罹災証明書の発行は、被災者の生活再建のスピードを左右するが、居住する市町村によって、発行開始日に大きな差が生じている。

罹災証明書発行の開始時期は、被災した建物の数、庁舎の被災状況、確保できる職員の数などに影響を受けるが、例えば、甚大な被害を受け、被災により庁舎の移転を余儀なくされた市町であっても罹災証明書の発行開始が発災から16日後であることを考えると、罹災証明事務の実施方法にも要因があると考えられる。

ウ 被害調査の方法と罹災証明書の発行時期との関係

罹災証明は、市町村の被害調査を経て決定される。

被害調査には、基本的に、外観目視により建物被害を認定する第1次調査、その認定に対して再調査依頼があった場合に建物内部に立ち入る第2次調査、さらに再調査依頼があった場合に行われる再調査がある。

被害認定は、通常、屋根、柱といった家屋の各部位の損害割合を積み上げて行われるが、東日本大震災では、認定の迅速化を図るため、航空写真等を活用した津波による建物被害の認定、損害割合イメージ図（建物の損害割合を外観図を用いて分かりやすく示したもの）を活用した地震による建物被害の認定が導入された。

調査対象20市町のうち、3市町は、被害認定のための現地調査を行う前に、航空写真等を活用した罹災証明書を、発災から平均10日後に発行している。次いで、7市町は、現地調査開始の日から罹災証明書を発行しており、発災から平均18日間を要している。これに対し、被害認定の統一を図ることなどを行ったために現地調査開始から一定期間経過後に罹災証明書を発行している10市町は、発災から平均35日間を要している。

また、第1次調査を外観目視のみで実施した11市町は、調査開始から最初の罹災証明書を発行するまでに平均8日間を要しているのに対し、第1次調査で建物内部への立入りを併せて行った6市町は、平均24日間を要している。

図表 2 - (3) - ③

図表 2 - (3) - ④

図表 2 - (3) - ⑤

図表 2 - (3) - ⑥

このように、罹災証明書については、それを迅速に発行するとの方針の下、第1次調査を外観目視のみで行った市町の方が発行時期が早くなっている。建物が全壊した被災世帯への支援の必要性は高いため、認定の判断に困難を伴うものとはともかく、一見して全壊と認定できる建物については、航空写真等の確認や現地調査後、速やかに罹災証明書を発行することが必要と考えられる。

エ 被害調査における他自治体の応援や民間委託の状況

調査対象20市町のうち、被害調査に他自治体職員の応援を受けたものは13市町、受けなかったものは6市町である（1市町は不明）。また、建築士等の専門家への委託を行ったものは4市町である。

図表2-(3)-⑦

被害調査については、主に固定資産評価を行っている税務担当課の職員が行ったが、大量の調査件数の処理と被害認定に不服を持つ申請者とのやり取りで困難を極めていた。

特に困難な事案の処理には、建築士等の専門家への委託が有効と考えられるが、平時からの協定締結が進んでおらず、発災後には混乱で手続を行う余裕がないため、委託は進んでいない。

図表2-(3)-⑧

このことから、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被害調査について、実務経験者の活用、建築士等の専門家への円滑な委託をあらかじめ行えるようにしておく必要があると考えられる。

(事例1) 他自治体職員の応援や民間委託が実施できなかった例

調査対象20市町のうち、罹災証明書の発行が最も遅かった（発災から48日後）市町は、罹災証明書の発行を求めて殺到する住民の対応に追われ、他自治体への応援職員の要請や民間委託を行う準備ができなかった。

(事例2) 民間委託の例

関係する4団体に被害調査への協力を依頼した市町では、提示された委託費用が高額だった3団体への委託を断念した。残る1団体は、1人当たりの謝礼1日6,000円で市職員による被害調査への同行を了解した。この協力で、困難事案への迅速な対応が可能となり、円滑な罹災証明事務の実施に役立った。

(4) 被害調査の信頼性の確保

ア 市町村における再調査の実施状況

被害認定の結果が各種の被災者支援に反映（例えば、被災者生活再建支援金（基礎支援金）の支給額は、全壊世帯100万円、大規模半壊世帯50万円）されるため、的確な被害認定が求められる。

調査対象20市町では、再調査依頼による調査の実施率（第1次調査件数

図表2-(4)-①

に対する第2次調査及び再調査件数の対比值)に0.9%から18.3%までの幅がある。また、再調査依頼による被害認定の変更率(第1次調査件数に対する被害認定変更件数の対比值)にも0%から8.2%までの幅がある。

市町によって再調査依頼の発生状況に大きな差が生じている理由を特定することはできないが、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援職員の派遣による調査実務の習熟が、被害調査の信頼性確保のために有効と考えられる。

また、再調査依頼は、全壊、大規模半壊、半壊の境目など認定の判断に困難が伴う事案で起こりやすいと考えられ、建築士等の専門家の活用が有効と考えられる。また、調査対象20市町のうち、建築士に委託している4市町では、困難事案への迅速な対応が可能となり、円滑な罹災証明事務の実施に役立ったとしている。

イ 再調査依頼の教示

調査対象20市町では、市町によって、被害調査の再調査依頼に関する教示の方法に違いがあり、再調査の実施率との間に一定の関係性がある。

第1次調査結果に対する再調査依頼が可能なことを、広報誌や罹災証明書の中で説明している7市町の第2次調査の実施率は平均10.2%である。これに対し、職員が口頭で説明している、又は説明していないとする8市町の実施率は平均6.5%である。

なお、第2次調査結果に対する再調査依頼が可能なことを、広報誌や罹災証明書の中で説明している3市町と、職員が口頭で説明している、又は説明していないとする10市町の再調査の実施率は、それぞれ7.8%と6.7%でほぼ同じである。

被害認定の結果が、その後の被災者支援の内容に影響を与えることを踏まえ、被害調査の再調査依頼に関する明確な教示が求められる。

【所見】

したがって、内閣府は、被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うとともに、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

- ① 罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。
- ② 罹災証明書の発行時期に関する方針、第1次調査の実施方法を検討し、罹災証明書発行の迅速化を図るとともに、市町村間で発災から証明書発行までの期間に大きな差が生じることを防ぐこと。
- ③ 平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結を促進するなど、調査に対する信頼感を高めることにより、市町村の間で被害認定に

図表2-(4)-②

対する再調査依頼の発生に大きな差が生じることを防ぐこと。

- ④ 法律の施行通知などにより、被害認定に対する再調査依頼ができることについて、引き続き周知徹底すること。

図表 2 - (1) - ① 災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準	
	①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 50%未満	20%以上 40%未満
一部損壊等	20%未満	20%未満

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2 - (1) - ② 罹災証明書が必要とされる制度

分野	制度名
給付等	被災者生活再建支援金の支給 東日本大震災災害義援金の支給 災害救助法に基づく住宅の応急修理 仮設住宅の申込
減免等	国民健康保険料の減免、一部負担金の猶予及び免除 後期高齢者医療一部負担金の免除 介護保険料の減免・猶予、介護サービス利用料の減額・免除 保育料の減免 障害福祉サービス利用者負担金の減免 障害者支援施設の入所者負担の減免 固定資産税、都市計画税、個人市県民税の減免 登録免許税の減免 水道、電気料金の減免
貸付・その他	災害援護資金貸付 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構） 東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫） 金融機関による貸付（住宅の復旧・修繕に関する資金、自動車用の購入・修理に関する資金、教育関連資金等）※ 損害保険金等の請求※

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「※」印を付したものは民間の支援制度である。

図表 2 - (1) - ③ 防災対策推進検討会議最終報告(平成 24 年 7 月 31 日中央防災会議防災対策推進検討会議) <抜粋>

(2) 被災地の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

① 被災者を支える基盤づくり

○ 個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである。

図表 2 - (1) - ④ 罹災証明書等の発行件数

		住家	非住家	合計
罹災証明書	集計済みの 19 市町	—	—	76 万件
	住家・非住家の内訳を 集計済みの 10 市町	16 万件 (88.9%)	2 万件 (11.1%)	18 万件 (100.0%)
被災証明書	集計済みの 17 市町	—	—	90 万件
合計		—	—	165 万件

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 罹災証明書については、平成24年9月末現在の数字である。ただし、1市町が平成24年6月23日現在、1市町が24年8月末現在、2市町が24年10月末現在の数字である。
 3 被災証明書については、平成24年9月末現在の数字である。ただし、2市町のみ平成24年8月末現在の数字である。
 4 四捨五入の関係で合計欄が一致しない部分がある。

図表 2 - (2) - ① 調査対象20市町における罹災証明及び被災証明の対象範囲

市町数	罹災証明書 (被害調査)			被災証明書			
	建物			建物以外 (設備、車両、漁船等)		人	高速道路 無料化用
	住家	非住家 (店舗、事務所、工場等)		届出の事 実を証明	現地調査 写真確認	被災地住 民の証明	
		課税台帳 記載	課税台帳 未記載				
2 市町	○	○	○	○		○	
1 市町	○	○	○	○		○	
6 市町	○	○	○	○			
1 市町	○	○	○		○		○
5 市町	○	○		○			
2 市町	○	○			○		○
1 市町	○	○			○	○	
1 市町	○	○	×	×	×		○
1 市町	○	○	×	×	×	○	
発行	20市町	20市町	10市町	14市町	4市町	3市町	6市町
未発行	0市町	0市町	10市町	6市町	16市町	17市町	14市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ○は、証明の対象範囲であることを指す。
 3 空欄は、対象範囲に含まれないことを指す。
 4 ×は、罹災証明書と被災証明書のいずれの対象範囲にも含まれないことを特に示した。

図表 2 - (2) - ② 調査対象20市町における
罹災証明書の記載事項

世帯全員	
記載あり	記載なし
10市町	10市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ③ 調査対象20市町における罹災証明書の発行部数

発行部数を1部として いる市町	発行部数を5部までと している市町	発行部数に上限を設け ていない市町
3市町	1市町	16市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ① 被害認定事務に関する資料

資料名	概要
大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について－事例と例示－（平成 20 年 3 月内閣府（防災担当））	大規模災害を経験した自治体における事例を基に、市町村の住家被害認定業務の実施体制整備、事前対策の充実の参考となるものを整理したもの。
災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 21 年 6 月内閣府（防災担当））	市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な調査方法や判定方法を定めたもの。
住家被害認定調査票（平成 22 年 2 月内閣府（防災担当））	建築等に関する専門知識がなくても、被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震、水害、風害といった災害の種類、木造・プレハブ、非木造といった構造物の種類に応じた調査票の様式を提示したもの。
災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）（平成 22 年 3 月内閣府（防災担当））	被害認定基準運用指針において、損傷の程度を解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介したもの。
災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（平成 22 年 12 月内閣府（防災担当））	大規模災害が発生した場合における、住家の被害認定の適切かつ円滑な実施の一助とすべく、大規模災害を経験した自治体における事例を参考に、被害認定調査の実施方法等について紹介したもの。

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(3)-② 調査対象20市町における罹災証明事務の事前準備

事前に規程などを策定し、それに従って実施	事前に規程などを策定していたが、発災後、実情に応じて見直し	事前に規程などを策定していなかったため、発災後、策定	規程などを未策定
4市町	4市町	6市町	6市町

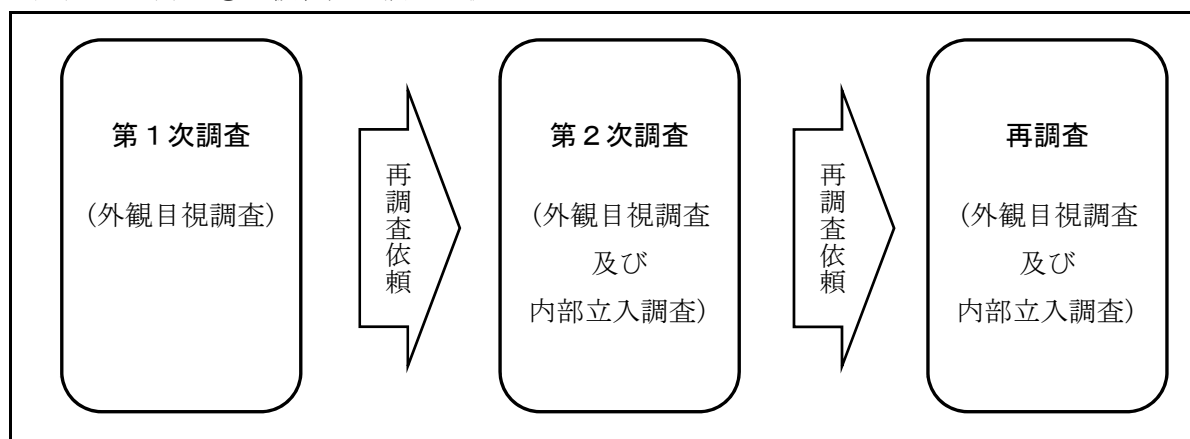
(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-③ 調査対象20市町における罹災証明書等の発行開始状況

区分	発災（平成23年3月11日）からの日数	
	最初の罹災証明書の発行	最初の被災者生活再建支援金の支給
罹災証明書の発行日が最も早かった市町	7日後	48日後
罹災証明書の発行日が最も遅かった市町	48日後	111日後

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-④ 被害認定調査の流れ



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(3)-⑤ 調査対象20市町における現地調査と罹災証明書発行時期の関係

罹災証明書の発行方法	市町数	発災から最初の罹災証明書発行までの日数		
		最短	平均	最長
現地調査前から発行	3市町	7日	10日	17日
現地調査開始の日から発行	7市町	7日	18日	24日
現地調査開始から一定期間経過後に発行	10市町	10日	35日	48日

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ⑥ 調査対象20市町における第1次調査の方法と罹災証明書発行時期

第1次調査の方法	市町数	調査開始から最初の罹災証明書発行までの日数		
		最短	平均	最長
外観目視調査のみ	11市町	0日	8日	25日
外観目視調査に内部立入調査も併用	6市町	0日	24日	40日

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 現地調査前から航空写真判定などで罹災証明書を発行した3市町を除く。

図表 2 - (3) - ⑦ 調査対象20市町における被害調査への他自治体の応援と専門家への委託の状況

	他自治体応援	専門家委託
あり	13市町	4市町
なし	6市町	16市町
不明	1市町	—

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ⑧ 専門家への委託を行っていない理由

専門家への委託を行っていない理由	市町数
他自治体の応援で十分だった	6市町
予算と手続の面で余裕がなかった	4市町
公平性確保の上で問題があった	1市町
委託業者が見当たらなかった	1市町
念頭になかった	1市町
特になし	3市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (4) - ① 調査対象20市町における再調査依頼による調査等の実施状況

	実施市町	第1次調査件数に対する比率			備考
		最低	中央	最高	
再調査	16市町	0.9%	5.7%	18.3%	不明4市町
被害程度の区分の変更	14市町	0%	1.3%	8.2%	不明6市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年9月末現在の数字である。

図表 2 - (4) - ② 調査対象20市町における再調査依頼の教示方法と第2次調査及び再調査の実施率

	文書説明 広報	口頭説明 説明なし
第1次調査に対する再調査（第2次調査）の実施率	10.2%（7市町）	6.5%（8市町）
第2次調査に対する再調査の実施率	7.8%（3市町）	6.7%（10市町）

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成24年9月末現在の数字である。

3 被災者支援の確実な実施

勧告	説明図表番号
<p>(1) 被災者支援制度の手続</p> <p>被災者支援制度の手続は、以下のように、申請方式、通知方式及び職権方式により行われている。このうち、通知方式と職権方式は、家屋被害などに関するデータを保有している市町村が主にとり得る方式である。</p> <p>① 申請方式 通常の手続と同じく、申請書を窓口で受け付ける方式である。</p> <p>② 通知方式 被害に関する情報と既存の制度適用に関する情報を照らし合わせ、支援制度の該当者を選び出し、申請書を送付する方式である。</p> <p>③ 職権方式 被害に関するデータと既存の制度適用に関するデータを照らし合わせ、支援制度の該当者を選び出し、職権で制度を適用する方式である。</p> <p>東日本大震災では、被災者の負担を軽減する観点から、職権方式を採用した市町村があるが、職権方式の実施には、被害に関するデータを被災者支援担当部署が利用できるシステムが必要である。</p> <p>(2) 被災者台帳システムの整備状況</p> <p>被災者台帳システムは、住所や世帯構成といった基本情報、罹災証明の被害認定区分、各種支援制度の利用状況などの被災者に関する情報を一元的に管理し、各種支援制度における被災者支援の確実な実施を図るとともに、その進捗状況を把握するものである。</p> <p>総務省は、平成21年1月に、兵庫県西宮市が開発した「被災者支援システム」を全国の地方公共団体にCD-Rで配布した。また、東日本大震災を契機に、全国の地方公共団体に「被災者の支援のためのシステム等の活用について」(平成23年4月28日自治行政局)を発出し、システムの活用などが有効な手段であることを周知している。</p> <p>調査対象20市町のうち、発災前から被災者台帳システムを整備していた市町はなかった。発災後にシステムを整備した市町は11市町、未整備の市町は9市町である。</p> <p>なお、現在、内閣府は、「防災対策推進会議最終報告」(平成24年7月31日中央防災会議防災対策推進検討会議)を踏まえ、被災者台帳の法的な位置付けを検討している。</p> <p>(3) 被災者支援制度の利用状況</p> <p>ア 被災者生活再建支援金の支給</p>	<p>図表3-(2)-①</p> <p>図表3-(2)-②</p>

<p>被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法に基づき、災害によって住宅が損壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金（最大100万円）と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金（最大200万円）を支給することで、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>東日本大震災では、約17.3万世帯（平成24年3月現在）に同支援金が支給されている。</p> <p>調査対象20市町では、全壊と大規模半壊の被害世帯約13万世帯、長期避難世帯0.6万世帯、半壊の被害でも家屋を解体した世帯約0.4万世帯の計約14万世帯に同支援金が支給されている。</p> <p>このうち、全壊と大規模半壊の被害世帯に対する同支援金の支給状況は、以下のとおりであり、市町における支援の進捗管理の方法によって、支給率が異なっている。</p> <p>① 未支給がないかどうかのフォローアップを実施している市町は7市町で、その平均支給率は94.9%である。約900世帯が支給要件に該当しても支給を受けていない。</p> <p>② 一方、フォローアップを実施していない8市町の平均支給率は81.4%であり、この中には支給率70%台の2市町が含まれる。また、未支給の可能性のある世帯数は約22,000世帯である。</p> <p>③ 残る5市町は、支給該当世帯の台帳化を行っていないため、未支給の可能性のある世帯数を把握することができない。</p> <p>フォローアップを実施していない市町、支給該当世帯の台帳化を行っていない市町では、自らが支給対象者であることを承知していない被災者がいる可能性があるため、未申請者への支給申請の勧奨が必要と考えられる。また、未申請者を容易に抽出する手段として被災者台帳システムの整備が必要と考えられる。</p>	<p>図表3-(3)-①</p>
<p>イ 税・保険料の減免措置</p> <p>東日本大震災では、震災発生後、各地方公共団体において条例等を整備した上で、各種の税・保険料の減免措置が講じられた。本調査では、このうち、被害に関するデータを保有する市町村が実施し、対象者数の多い5減免措置を調査の対象とした。</p>	<p>図表3-(3)-②</p> <p>図表3-(3)-③</p>
<p>調査対象5減免措置と調査対象20市町における適用者数は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税・都市計画税（約28.2万人） ・ 住民税（約22.5万人） ・ 国民健康保険料（約14.9万世帯） ・ 後期高齢者医療保険料（約9.7万人） 	<p>図表3-(3)-④</p>

<p>・ 介護保険料（約16.5万人）</p> <p>調査対象20市町がこれらの5減免措置に用いた手続の方式は、合計100減免措置のうち、職権方式（複数回実施）が43措置、職権方式（1回実施）が32措置、通知方式が4措置、申請方式が21措置である。</p> <p>税・保険料別では、申請方式をとっている市町は、固定資産税・都市計画税で2市町、住民税で4市町、国民健康保険料で3市町、後期高齢者医療保険料で4市町、介護保険料で8市町である。</p> <p>減免措置を職権で行うため、東日本大震災の発生後に、職権減免規定を条例等に置いた市町は、固定資産税・都市計画税で16市町、住民税で15市町、国民健康保険料で16市町、介護保険料で13市町である。</p> <p>職権減免規定があっても、減免措置担当課が被害に関するデータを利用可能なシステムを整備できなかった市町では、申請方式がとられており（国民健康保険料で1市町、後期高齢者医療保険料で4市町、介護保険料で2市町）、システムの整備がより重要な課題であると考えられる。</p> <p>次に、被害に関するデータの取得方法と減免措置の方式との関係を見ると、調査対象5減免措置の全てを職権方式で行っている11市町のうち、被害に関するデータを保有している家屋被害認定担当課が全ての減免措置を担当しているものは4市町、減免措置担当課が被災者台帳システムを活用したものは3市町、減免措置担当課が家屋被害認定担当課にデータの提供を依頼して職権減免を行ったものは4市町である。</p> <p>また、被害認定調査の進捗などにより減免措置の対象者が増加するため、上記の100減免措置のうち、定期的な職権減免が43措置で行われており、このうち31措置は、家屋被害認定担当課と減免措置担当課が同一のため円滑に行うことが可能となっている。</p> <p>各種減免の実施に際しては、被害に関するデータの関係課による共有が重要であり、調査対象20市町では、人口規模が小さく、課の所掌事務の範囲が広い市町ほど、きめ細かな措置が講じられていた。</p> <p>一方、人口規模の大きな都市部では、被害に関するデータの関係部局による共有は電子的なシステムでなければ円滑に機能しないため、被災者台帳システムの整備が必要と考えられる。</p> <p>ウ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等の還付</p> <p>東日本大震災では、国民健康保険や後期高齢者医療制度の一部負担金等（窓口負担）の免除措置が講じられた。また、免除対象者が発災から「一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」という。）が交付されるまでの間に一部負担金等を支払った場合、その金額は還付される。</p> <p>これらの還付は申請方式の手続であり、申請者は医療機関発行の領収書を</p>	<p>図表 3 - (3) - ⑧</p> <p>図表 3 - (3) - ⑤</p> <p>図表 3 - (3) - ⑥</p> <p>図表 3 - (3) - ⑦</p> <p>図表 3 - (3) - ⑧ (再掲)</p> <p>図表 3 - (3) - ⑨</p>
---	--

添付の上、申請書を市町村に提出する。その後、国民健康保険では市町村が、後期高齢者医療制度では後期高齢者医療広域連合が、領収書と診療報酬明細書を確認した上で、還付金を指定の口座に振り込むことなどにより還付する。

調査対象20市町で、一部負担金等の免除対象者と還付を受けた者は、それぞれ国民健康保険で約24.8万人と約8.0万人、後期高齢者医療制度で約9.9万人と約3.5万人である。

一方、発災から免除証明書の発行までに一部負担金等を支払った還付対象者は、これを把握していない市町が、国民健康保険で18市町、後期高齢者医療制度で14市町あるため、これらの市町においては、還付の対象となるが申請が行われないために支払われていない金額が全体としてどの程度あるかは不明である。

還付対象者を把握している市町のうち、平成24年12月末時点で還付申請の勧奨を行っていない5市町では、一部負担金等の還付率が、国民健康保険(2市町)で15.9%又は67.3%、後期高齢者医療制度(3市町)で13.1%、15.0%又は25.3%であるため、還付されていない金額が大きいおそれがある。

また、一部負担金等の還付申請は、領収書の添付が条件となっているため、領収書を保存していない被災者が申請を行えないことも予想される。

還付対象者の把握、還付申請の勧奨や還付金の支給事務には、相当程度の事務負担が発生するため、まず広報による周知を徹底し、その上で、可能な限り還付対象者の把握、還付申請の勧奨を行うことが適当と考えられる。

【所見】

したがって、内閣府は、将来発生が懸念される大規模災害に備え、被災者支援の施策が必要な被災者に確実に行われるようにするため、被災者台帳の整備が進むよう、これを法的に位置付ける必要がある。

また、内閣府、総務省及び厚生労働省は、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

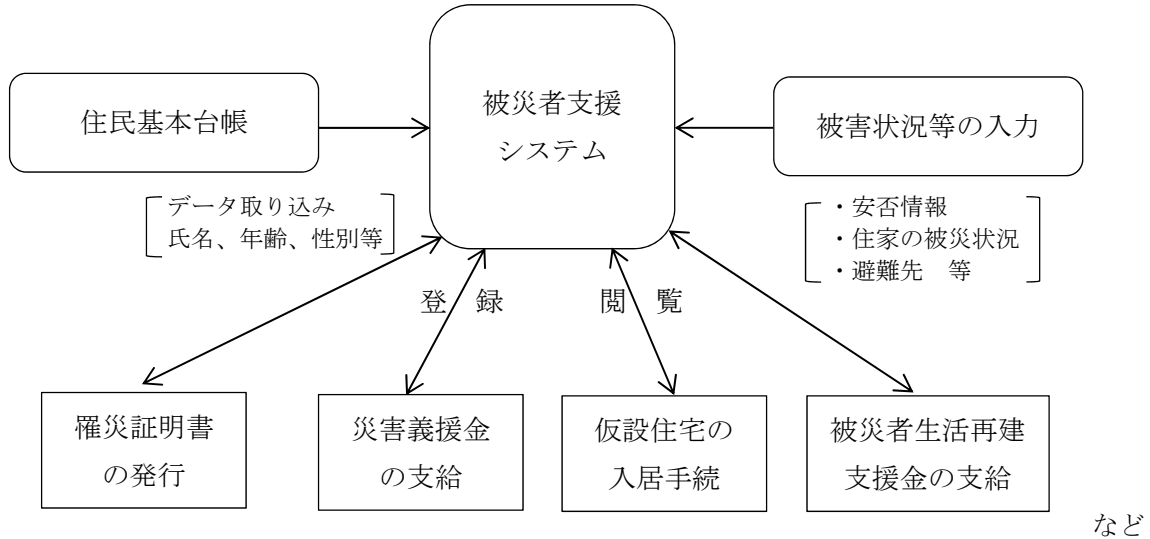
- ① 被災者支援のために、市町村の人口規模などを踏まえた情報処理システムの活用や導入準備について一層促進すること。(総務省)
- ② 被災者生活再建支援金に未支給がないかを把握し、該当者に支給申請の勧奨を行うこと。(内閣府)
- ③ 医療費の一部負担金等の還付について、まず、広報による周知を徹底し、その上で、可能な限り還付対象者の把握を行い、申請の勧奨を行うこと。(厚生労働省)

図表 3 - (3) - ⑩

図表 3 - (3) - ⑪

図表 3 - (2) - ① 西宮市被災者支援システムの概要

- ・ 住民基本台帳の情報を基に安否情報、住家の被災状況等を入力し、管理するシステムであり、阪神淡路大震災時に兵庫県西宮市が開発したもの。無償で公開・提供されている。



(注) 当省の調査結果による。

図表 3 - (2) - ② 防災対策推進検討会議最終報告(平成 24 年 7 月 31 日中央防災会議防災対策推進検討会議) <抜粋>

(2) 被災地の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

⑪ 被災者を支える基盤づくり

- 被災者台帳についても災害対策法制に位置付け、前述の社会保障・税番号との関係を明確化すべきである。

図表 3 - (3) - ① 被災者生活再建支援金制度の概要

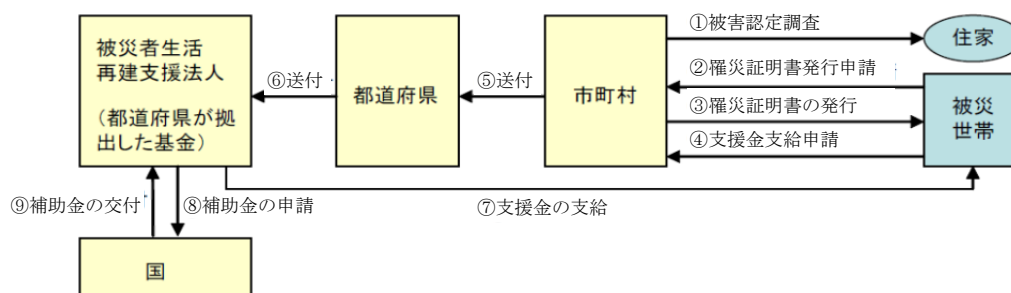
【対象となる自然災害】

- ・ 災害救助法の適用を受けた市区町村における自然災害
 - ・ 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
 - ・ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 など
- ※ 東日本大震災に係る適用区域は① 7 県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）全域、② 4 都県（埼玉、東京、新潟、長野）の一部市区町村。
 なお、原子力災害による被害は適用外。

【支援金の支給額】

- ・ 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）
 全壊等 100 万円、大規模半壊 50 万円
 - ・ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）
 建設・購入 200 万円、補修 100 万円、賃借 50 万円
- ※ 世帯人数が 1 人の場合、各支給額が 3/4

【支給事務の基本的な流れ】



※ 被災者生活再建支援法人とは、災害救助法に基づき、都道府県から支援金の支給に関する事務の委託を受けた法人であり、財団法人都道府県会館を指す。

【添付書類】

- ・ 住民票など世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ・ 罹災証明書及び半壊、解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

(注) 内閣府、財団法人都道府県会館の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (3) - ② 調査対象20市町における被災者生活再建支援金の支給率

	市町数	大規模半壊 以上の世帯(a)	うち支援金 の支給世帯(b)	差引き (a-b)	支給率 (b/a)
フォローアップ実施	7市町	17,740世帯	16,827世帯	913世帯	94.9%
フォローアップ未実施	8市町	118,321世帯	96,307世帯	22,014世帯	81.4%
未把握	5市町	-	-	-	-

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年3月末現在の数字である。ただし、「うち支援金の支給世帯数」は、2市町分のみ平成24年11月末現在の数字である。
 3 大規模半壊以上の世帯のうち、発災当時、居住の実態がない世帯は支援金の支給対象とならない一方、半壊と判定されてもやむを得ず解体した世帯も支給対象となることから、必ずしも大規模半壊以上の世帯と支援金の支給世帯は一致しない。
 4 フォローアップを未申請世帯の数%にしか実施していない1市町は「フォローアップ未実施」に分類した。

図表 3 - (3) - ③ 被災者生活再建支援金（基礎支援金）の支給率(大規模半壊以上世帯)

支給率	フォローアップ 実施	フォローアップ 未実施	未把握
90%~100%	6市町	3市町	
80%~89%	1市町	3市町	-
70%~79%		2市町	
不明	-	-	5市町
計	7市町	8市町	5市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 フォローアップを未申請世帯の数%にしか実施していない1市町は「フォローアップ未実施」に分類した。

図表 3 - (3) - ④ 調査対象20市町における税・保険料の減免措置の実施状況

区分	主な減免事由	主な減免割合	利用者 (世帯) 数
固定資産税・都市計画 税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ○震災による津波で被害を受けたとして、市町村長が指定した区域内の土地や家屋 ○震災により所有する土地に損害を受けた場合 ○震災により所有する家屋損害を受けた場合 ○震災により所有する償却資産に損害を受けた場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○全額免除 ○全面積中の被害面積の割合で決定 ○全壊、大規模半壊、半壊別に決定 ○損害の程度で決定 	281,547人
住民税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ○納税義務者が死亡、行方不明あるいは重篤な疾病を負った場合 ○納税義務者が居住する住宅に損害を受けた場合 ○納税義務者の事業収入などの減収が見込まれる場合 ○震災により所有する償却資産に損害を受けた場合 ○原発事故に伴い、避難指示、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に関する指示などの対象となっている場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○全額免除 ○全壊、大規模半壊、半壊別に決定 ○所得減少の程度で決定 ○損害の程度で決定 ○全額免除 	224,950人
国民健康保険料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 ○主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ○主たる生計維持者が行方不明となった世帯 ○主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊、大規模半壊、半壊別に決定 ○全額免除 ○全額免除 ○所得減少の程度で決定 	148,585世帯
後期高齢者医療保険料 の減免	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた場合 ○主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 ○主たる生計維持者の行方が不明である場合 ○主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊、半壊別に決定 ○全額免除 ○全額免除 ○所得減少の程度で決定 	97,290人
介護保険料の減免			165,260人

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年3月末現在の数字である。ただし、「介護保険料の減免」及び「後期高齢者医療保険料の減免」の利用者数は、1市町分のみ平成24年5月末現在の数字である。

3 「固定資産税・都市計画税の減免」の利用者数は、1市町が未集計のため、19市町分である。

図表 3 - (3) - ⑤ 調査対象20市町における税・保険料の減免措置の方式

	職権方式	通知方式	申請方式
固定資産税・都市計画税の減免	17 市町	1 市町	2 市町
住民税の減免	15 市町	1 市町	4 市町
国民健康保険料の減免	16 市町	1 市町	3 市町
後期高齢者医療保険料の減免	15 市町	1 市町	4 市町
介護保険料の減免	12 市町	—	8 市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年3月末現在の減免措置の方式である。

図表 3 - (3) - ⑥ 調査対象20市町における条例等への職権減免規定の整備状況等(税・保険料別)

	条例等に職権減免規定を置いた市町			条例等に職権減免規定を置いていない市町		
	職権方式	申請方式	通知方式	職権方式	申請方式	通知方式
固定資産税、 都市計画税	16 市町	—	—	1 市町	2 市町	1 市町
住民税	15 市町	—	—	—	4 市町	1 市町
国民健康保険料	15 市町	1 市町	—	1 市町	2 市町	1 市町
後期高齢者医 療保険料	15 市町	4 市町	1 市町	—	—	—
介護保険料	11 市町	2 市町	—	1 市町	6 市町	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年3月末現在の職権減免規定の整備状況である。
 3 表中の「職権方式」、「申請方式」、「通知方式」の区分は、税・保険料別にどのような方式で減免措置がとられたかを示す。

図表 3 - (3) - ⑦ 調査対象20市町における税・保険料の職権減免の範囲と担当課の関係

	①家屋被害認定担当課が減免措置を担当	①以外の減免措置は、減免担当課が被災者台帳システムを活用	①以外の減免措置は、減免担当課が家屋被害認定担当課にデータの提供を依頼	計
固定資産税・都市計画税、住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の5減免措置の全てを職権方式で減免	4市町	3市町	4市町	11市町
5減免措置の一部を職権方式又は通知方式で減免			8市町	8市町
5減免措置の全てを申請方式で減免				1市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成24年3月末現在の職権減免の範囲である。

図表 3 - (3) - ⑧ 調査対象20市町における税・保険料の減免の方式と担当課の関係

(単位：減免措置数)

区分	家屋被害担当課が減免措置を担当	減免担当課が被災者台帳システムを活用	減免担当課が罹災証明担当課にデータの提供を依頼	その他	計
職権方式(複数回実施)	31	4	8		43
職権方式(1回実施)	13	8	11		32
通知方式	1		3		4
申請方式	5			16	21
計	50	12	22	16	100

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成24年3月末現在の税・保険料の減免の方式である。

図表 3 - (3) - ⑨ 東日本大震災での国民健康保険、後期高齢者医療制度の一部負担金等の取扱い

【平成23年 3月11日から 6月30日まで】

被災し、被保険者証を持っていないとも、医療機関窓口において、氏名、生年月日、住所等を申し出ることにより、保険診療を受けられ、一部負担金等の窓口徴収は免除された。

【平成23年 7月以降】

医療機関窓口において、被保険者証の提示が必要となったが、以下の要件に該当する被保険者は、免除証明書を提示することにより一部負担金等の免除措置が講じられた。免除証明書の発行には、市町村に申請を行う必要がある。

- ・ 平成23年 3月11日に特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の一部）に住所を有していた者（同日以降、他市町村に転出した者も含む）
- ・ 以下のいずれかに該当する者
 - ア 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
 - イ 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った者
 - ウ 主たる生計維持者が行方不明である者
 - エ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した者
 - オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い者
 - カ 原発事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域（警戒区域又は計画的避難区域に設定されていた区域を含む。）及び旧緊急時避難準備区域に関する指示などの対象となっている者
 - キ 特定避難勧奨地点（特定避難勧奨地点に設定されていた区域を含む）に居住しているため、避難を行っている者

また、併せて、保険者は、上記の要件に満たず被保険者が、①平成23年 6月末までに、一部負担金等を支払った場合、②平成23年 7月以降、免除証明書が手元に届いていない等のため、医療機関窓口に提出することができなかったことがやむを得ないと認められる場合には、加入する医療保険の保険者に申請することで支払った一部負担金等の還付を受けることができる旨の周知を図っている。

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

図表 3 - (3) - ⑩ 調査対象20市町における国民健康保険及び後期高齢者医療費の一部負担金等の還付状況（合計）

	一部負担金等の 免除対象者数	還付対象者数	被還付者数
国民健康保険	248,292人	不明 (18市町未把握)	79,618人
後期高齢者医療制度	98,874人	不明 (14市町未把握)	35,386人

（注） 1 当省の調査結果による。

2 平成24年 3月末現在の数字である。ただし、①国民健康保険の 5市町の「一部負担金等の免除対象者数」、「被還付者数」は平成24年10月末あるいは11月末現在の数字、②後期高齢者医療制度の 7市町の「一部負担金等の免除対象者数」、「被還付者数」は24年 7月末、9月末、10月末あるいは11月末現在の数字である。

図表 3 - (3) - ⑪ 還付対象者を把握している市町における還付率等

区分		免除対象者数	還付対象者数	被還付者数	還付率	申請勧奨
国民健康保険	2 市町	5,215人	1,650人	262人	15.9%	予定
		35,274人	23,915人	16,085人	67.3%	未定
後期高齢者 医療制度	6 市町	2,200人	1,514人	723人	47.8%	実施
		2,080人	542人	282人	52.0%	実施
		1,297人	989人	413人	41.8%	実施
		1,298人	595人	78人	13.1%	予定
		1,435人	807人	121人	15.0%	予定
		1,534人	1,144人	290人	25.3%	未定

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国民健康保険の2市町の「免除対象者数」、「還付対象者数」、「被還付者数」は、平成24年10月末あるいは11月末現在の数字である。

3 後期高齢者医療制度の6市町の「免除対象者数」、「還付対象者数」、「被還付者数」は、それぞれ把握した時点（平成23年12月末、24年2月末、5月末、同年7月末、8月末、9月末、10月末あるいは11月末現在）の数字である。

4 被災者の手続負担の軽減

(1) 被災者生活再建支援金の支給の迅速化

勧告	説明図表番号
<p>被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給手続の流れは以下のとおりであり、市町村、都道府県、財団法人都道府県会館（以下「都道府県会館」という。）の三層構造となっている。</p> <p>① 申請者は、支給申請書と罹災証明書、住民票、預金通帳の写しなどの添付書類を市町村に提出する。</p> <p>② 市町村は、関係書類を審査し、都道府県に送付する。</p> <p>③ 都道府県は、関係書類を審査し、支給事務を委託している都道府県会館（被災者生活再建支援法人）に送付する。</p> <p>④ 都道府県会館は、関係書類を審査の上、支給金額を決定し、申請者の預金口座に支援金を振り込む。</p> <p>東日本大震災では、甚大な被害を受けた地域では、同支援金の支給対象となる損壊住宅が大量に発生したことに加え、申請窓口である市町村の機能が著しく低下した。</p> <p>これを踏まえ、内閣府は、支給手続の迅速化を図るため、長期避難世帯区域（支援金の支給に世帯別の調査を必要とせず住宅浸水率がおおむね100%の長期にわたり居住することが困難な区域）の設定、県と市町村の合同審査方式の導入、避難所における集中処理の実施などを関係地方自治体に促した。</p> <p>また、都道府県会館は、各都道府県の協力を得て、審査担当者数を4人から100人に増員した。</p>	
<p>調査対象20市町では、申請が最も多かった月における申請から同支援金支給までの平均日数に大きな開きがあり、最も短い市町で平均39日、最も長い市町で平均110日を要している。特に支給までに長期間を要している市町は、関係書類を県に送付する頻度が低く、滞留期間が長い。</p> <p>この要因には、被害住宅の数、市町村役場の被災状況、処理人数のほか、県の市町村に対する支援の差があると考えられる。</p>	図表4-(1)-①
<p>調査対象20市町における申請から支給までの平均日数が60日を超える市町は、岩手県が7市町のうち2市町、宮城県が8市町のうち6市町、福島県が4市町のうち0市町である（宮城県の1市町は未回答）。</p>	図表4-(1)-②
<p>岩手県は、市町村に対する巡回指導、被災の著しい市町村への職員の派遣（他県応援職員を含めピーク時57人）を行ったほか、添付書類の照合による世帯員数確認、被災家屋への居住確認などの内容審査（臨時職員を含めピーク時73人体制）を行い、関係書類を都道府県会館に送付している。同県が審査に要した日数は2日から4日、市町村に返戻した申請は全体の2.2%である。県の段階での関係書類の補正により、支援金支給の迅速化が図られている。</p>	図表4-(1)-③

<p>宮城県は、他県と比較して申請件数が多いこともあり、市町村から送付された関係書類の審査は、申請書記載漏れ、添付書類の確認の形式審査にとどまっている。また、同県の審査に要した日数は7日から15日である。</p> <p>福島県は、添付書類の照合による内容審査を行っており、市町村に返戻した申請は全体の約2.5%である。</p> <p>一方、最終的に全ての申請書が集まる都道府県会館では、マニュアルを整備するとともに、申請件数の増加に応じ審査担当者数を順次増員し、最大100人体制としたが、申請が累積したため、審査に1か月から1か月半の期間を要したとしている。市町村と都道府県の段階で審査期間を短縮しても、都道府県会館の審査が滞れば、早期支給は望めないため、都道府県会館の審査処理能力の災害発生後速やかな増強が必要である。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、内閣府は、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被災者生活再建支援金の迅速な支給と市町村間における申請から支給までの期間に大きな差が生じることを防ぐため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 巡回指導、職員派遣、都道府県段階での関係書類の補正など、都道府県による被災した市町村に対する支援の充実を図ること。</p> <p>② 大規模災害時において、申請件数の増加が見込まれる時点で、東日本大震災の際に講じたマニュアルの整備を踏まえ、都道府県会館の審査処理能力の速やかな増強を図ること。</p>	<p>図表4-(1)-④</p>
---	------------------

図表4-(1)-① 調査対象市町における支援金の申請から支給までの日数①

	調査対象市町	市町が申請を受けてから県に 関係書類を送付するまでの日数	申請者が申請してから支援金が 支給されるまでの日数
岩手県	7市町	1日～40日	39日～70日
宮城県	9市町	7日～55日	45日～110日
福島県	4市町	7日～30日	45日～60日

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各調査対象市町の平均処理日数(申請が最も多かった月)のうち、最短のものと最長のものを、各県別に記載したものである。
 3 「申請者が申請してから支援金が支給されるまでの日数」のうち、宮城県分については、1市町が未回答のため、8市町分の数字である。

図表4-(1)-② 調査対象市町における支援金の申請から支給までの日数②

日数	市町の審査日数			申請から支給までの日数		
	岩手県	宮城県	福島県	岩手県	宮城県	福島県
～20日	6市町	5市町	3市町			
～40日	1市町	1市町	1市町	1市町		
～60日		3市町		4市町	2市町	4市町
～80日				2市町	3市町	
～100日					2市町	
～120日					1市町	
未回答					1市町	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 申請が最も多かった月の平均処理日数を基に市町数を計上したものである。

図表4-(1)-③ 被災者生活再建支援金支給申請の県による審査

	支給世帯数 (24年3月)	審査内容	申請書の市町村 への返戻件数	県の審査日数
岩手県	22,711世帯	形式審査、内容審査	505件(2.2%)	2日～4日
宮城県	119,141世帯	形式審査	不明(月1件～2件)	7日～15日
福島県	23,810世帯	形式審査、内容審査	約600件(約2.5%)	不明

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年3月末現在の数字である。

図表4-(1)-④ 平成23年4月以降の被災者生活再建支援金の申請件数及び都道府県会館の審査人数

年月	申請件数	審査人数
平成23年4月	1,514	4
5月	22,173	12
6月	45,649	50
7月	43,854	100
8月	43,840	100

- (注) 当省の調査結果による。

(2) 被災者支援制度の申請に係る添付書類の削減

勧告	説明図表番号
<p>ア 市町村が申請窓口となる被災者支援制度</p> <p>各種の被災者支援制度では、申請書に市町村が発行する罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を求めるものが多い。</p> <p>このうち、支援制度の申請窓口が市町村である場合、申請の真実性の裏付けや諾否の判断は、本来、これら証明書の添付を求めることなく、市町村が保有する情報を確認することで行うべきものである。</p> <p>調査対象20市町において、市町が申請窓口となる被災者生活再建支援金、災害義援金、災害援護資金貸付及び住宅の応急修理に係る申請について、罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>① 被災者生活再建支援金の支給申請では、1市町が罹災証明書、10市町が住民票の添付を省略している。同支援金は、市町村が申請を受け付け、都道府県を經由し、都道府県会館が支給を決定する三層構造の審査を経るため、これらの市町は、申請者に代わり罹災証明書又は住民票を添付している。</p> <p>② 市町村が適用を決定する災害義援金の支給申請、災害援護資金の貸付申請及び住宅の応急修理申請では、次のとおり、一部の市町で証明書の添付が省略されている。</p> <p>i 災害義援金の支給申請では、調査対象20市町のうち、2市町が罹災証明書、13市町が住民票の添付を省略している。</p> <p>ii 災害援護資金の貸付申請では、調査対象20市町のうち、2市町が罹災証明書、7市町が住民票、4市町が所得証明書の添付を省略している。</p> <p>iii 住宅の応急修理申請では、調査対象20市町のうち、5市町が住民票と所得証明書の添付を省略している。</p> <p>これら証明書の添付を省略している市町は、コンピュータ端末の画面確認、証明書発行課に対する公用請求などにより対応している。公用請求で対応した市町の中には、窓口の混雑緩和のために行ったとする市町、効率的に事務を処理するため全住民の住民票をあらかじめ用意したとする市町がある。</p> <p>一方、証明書の添付を省略していない市町は、添付の省略がかえって事務処理の遅れにつながることを未実施の理由に挙げている。</p> <p>なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」では、都道府県が行う被災者生活再建支援金の支給事務、地方公共団体が条例で定める防災に関する事務について、個人番号の利用が検討されており、添付書類省略の取組が更に推進されると考えられる。</p>	<p>図表4-(2)-①</p> <p>図表4-(2)-① (再掲)</p> <p>図表4-(2)-②</p> <p>図表4-(2)-③</p> <p>図表4-(2)-④</p>

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、被災者支援制度の申請に係る負担を軽減するため、都道府県及び市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

- ① 被災者生活再建支援金の支給申請では、社会保障・税番号制度の動向も踏まえ、可能な限り、罹災証明書及び住民票の添付を省略すること。(内閣府)
- ② 市町村が適用を決定する災害義援金、災害援護資金貸付、住宅の応急修理などの申請では、可能な限り、罹災証明書、住民票及び所得証明書の添付を省略すること。(厚生労働省)

イ マンションの応急修理

住宅の応急修理制度は、災害救助法に基づく応急救助の一環として、住家用建物が半壊以上の被害を受けた世帯に最大52万円を支給するものである。マンションでは、居室などの「専有部分」のほか、外壁や廊下などの「共用部分」の修理を行うことができ、例えば100世帯が申請すれば最大5,200万円の応急修理工事が可能である。宮城県では、101棟計3,521世帯(平成24年3月30日現在)について、マンション共用部分の応急修理が行われている。

マンション共用部分の管理は、通常、管理組合が行っているが、災害救助法の応急救助の対象が被災者であるため、管理組合は自らマンション共用部分の応急修理申請を行うことができない。

このため、管理組合は、関係する世帯全ての申請書と添付書類の罹災証明書などを取りまとめ代理申請を行っているが、マンションの場合、原則として1棟全体の被害認定を各戸の被害認定とする(「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月内閣府(防災担当)))ため、同一内容の罹災証明書を関係世帯の全てが用意しなければならない。

東日本大震災でマンション共用部分の応急修理の実績がある調査対象13市町のうち3市町では、関係世帯全ての申請書及び罹災証明書を求めるのは実態に合っていないとして、管理組合による申請を実質的に認めている。また、関係世帯全ての申請書及び罹災証明書の提出を求めている市町でも、被災者の負担、市町の事務負担を踏まえ、この取扱いに疑問を呈している。

将来発生が懸念されている大規模災害では、都市部での多数のマンション被害が予想されており、迅速な応急修理の実施が必要になると考えられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、住宅の応急修理の申請手続について、マンションの共用部分の応急修理申請の添付書類を削減する措置を講ずる必要がある。

ウ 登録免許税の免税申請

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第40条第1項の規定により、被災者が被災した建物の建替え

図表4-(2)-⑤

図表4-(2)-⑥

図表4-(2)-⑦

などのために土地を取得した場合、平成33年3月まで所有権移転登記に係る登録免許税が免税される。

当該免税措置を受けるに当たっては、当該被災代替建物に係る土地の面積要件を疎明するものとして、滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書などを法務局に提出する必要がある。

しかし、登記事項証明書は、法務局が保有している情報に基づき発行するものであり、登録免許税の免除を受けようとする者は、法務局に証明書の発行を申請し、これを取得した後、再び法務局にこれを提出する形となっている。

【所見】

したがって、法務省は、登録免許税の免税措置に必要な添付書類のうち、法務局が保有する情報と同一のもの（滅失建物等の登記事項証明書、土地の登記事項証明書）については、これを省略する必要がある。

図表 4 - (2) - ① 調査対象 20 市町における被災者支援制度の申請に係る証明書類の添付状況

(単位：市町)

区 分	罹災証明書				住民票				所得証明書			
	添付	添付省略		添付	添付省略		添付	添付省略				
		端末 確認等	公用 請求		端末 確認等	公用 請求		端末 確認等	公用 請求			
被災者生活 再建支援金	19	1		1	10	10		10	—	—	—	—
災害義援金	18	2	2		7	13	7	6	—	—	—	—
災害援護 資金貸付	18	2	2		13	7	7		16	4	4	
住宅の応急 修理	20				15	5	2	3	15	5	2	3

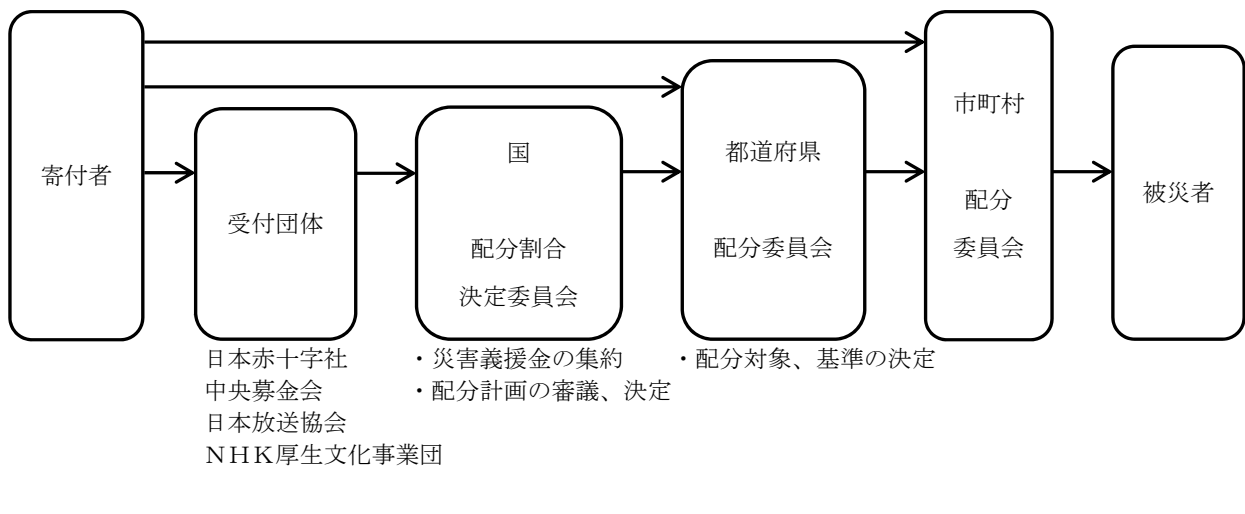
(注) 1 当省の調査結果による。
2 平成 24 年 3 月末現在の状況である。

図表 4 - (2) - ② 災害義援金制度の概要

【東日本大震災における災害義援金の基本的な流れ】

- ・ 災害義援金は、①日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の受付団体、②都道府県、③市町村に寄せられた。
- ・ 受付団体に寄せられた災害義援金について、国は、学識経験者、受付団体代表者及び被災都道府県代表者で構成される義援金配分割合決定委員会を設置した。同委員会において、被災都道府県への義援金の配分割合が審議され、これを受付団体に示した。
- ・ これを受けて、義援金は、先ず受付団体から被災都道府県に送金され、各都道府県の義援金配分委員会で被災者への配布基準が定められた上で、市町村を通じ、銀行口座振込などの形で被災者に届けられた。その際、要件に該当する被災者は、市町村に支給申請等を行い、義援金を受け取っている。

また、都道府県、市町村に寄せられた災害義援金についても、義援金配分委員会で被災者への配布基準が定められた上で、銀行口座振込などの形で被災者に届けられた。



(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (2) - ③ 災害援護資金貸付制度の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、市町村が災害により世帯主が負傷又は住居、家財の損害を受けた世帯に対して、生活の再建に必要な資金を低利で貸し付ける制度。

【貸付対象、貸付限度額】

- ・ 世帯主が震災で 1 か月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯
 - ア 当該負傷のみ：150 万円
 - イ 家財の三分の一以上の被害：250 万円
 - ウ 住居の半壊：270 万円
 - エ 住居の全壊：350 万円
 - ・ 住居の半壊又は全壊・流出の被害、家財の1/3以上の被害があった世帯
 - ア 家財の三分の一以上の被害：150万円
 - イ 住居の半壊：250万円
 - ウ 住居の全壊（エの場合を除く）：270万円
 - エ 住居の全体の滅失又は流出：350万円
- ※ 世帯人員により、所得制限がある。

【貸付利率、据置期間、償還期間】（東日本大震災における措置）

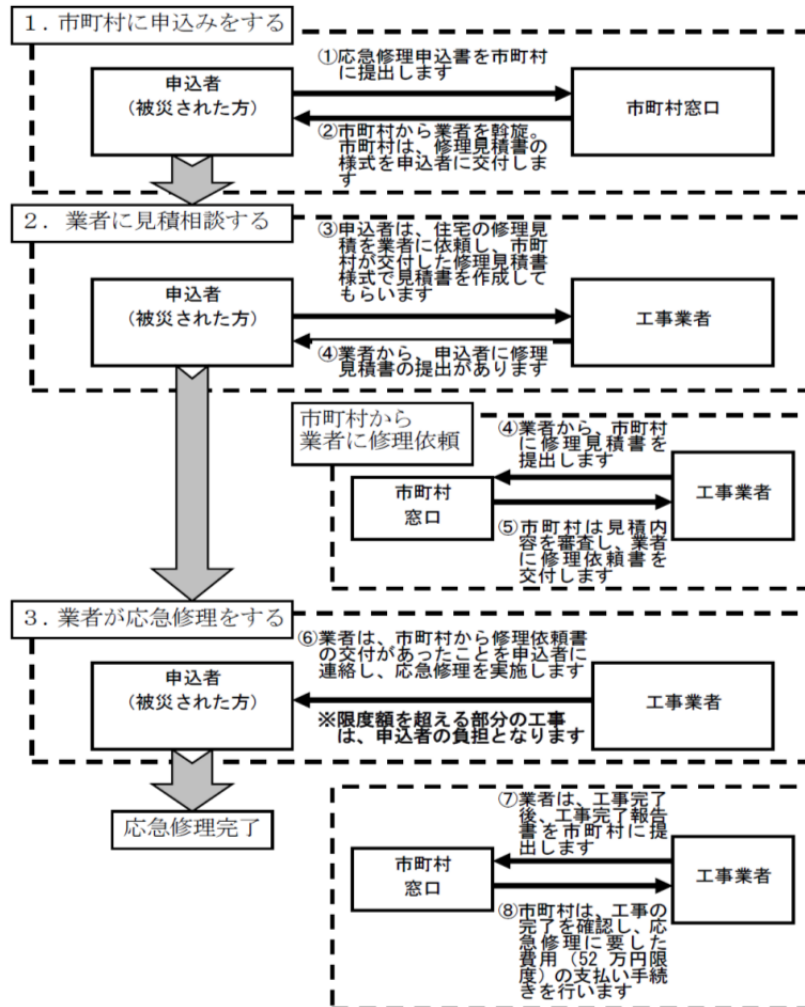
- ・ 貸付利率：無利子(保証人を立てない場合年 1.5%)
- ・ 据置期間：6 年以内(特別の場合 5 年)
- ・ 償還期間：13 年以内(据置期間を含む)

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (2) - ④ 住宅応急修理制度の概要

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、市町村が、半壊若しくは半焼した住家用建物を、被害を受けた世帯に代わって指定業者に依頼し、一定の範囲内で応急的な修理する制度。

【応急修理事務の基本的な流れ】



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (2) - ⑤ 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成 21 年 6 月内閣府(防災担当))

<抜粋>

8. 集合住宅の扱いについて

原則として 1 棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。

図表 4-(2)-⑥ マンション共用部分の応急修理に係る申請書及び罹災証明書
の添付状況

被害認定	申請書類	修理申請書	罹災証明書
1 棟全体（7 市町）	1 棟全体で 1 通	2 市町	2 市町
	世帯別に必要	5 市町	5 市町
世帯別（6 市町）	1 棟全体で 1 通	1 市町	不要
	世帯別に必要	5 市町	5 市町

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成24年3月末現在の申請状況である。
 3 世帯別に被害認定を行いながら、申請書類が1棟全体で1通の市町は、共用部分の修理申請の前に、世帯ごとに専有部分の修理申請が行われていたため、共用部分の申請を省略したものである。

図表 4 - (2) - ⑦ 登録免許税の免税申請（被災建物の建替え等のために土地を取得した場合）の概要

被災した建物に代わる建物の敷地の用に供される土地として取得をした一定の土地についての所有権の移転又は賃借権等の設定・移転の登記で、平成 23 年 3 月 11 日から 33 年 3 月 31 日までの間に行うものについては、次の要件の下、登録免許税が免除される。

【対象者】

被災した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の所有権の保存又は移転の登記で、登録免許税の免税措置の適用を受ける建物被災者等

【免税対象土地】

対象となる土地
①被災代替建物の敷地の用に供される土地
②被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地
③被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地

(注) 対象となる土地は、以下の面積制限を超えない部分の土地に限る。

【面積制限】

免税対象となる土地の面積は、次の (1) 又は (2) のいずれか大きい面積が限度となる。

- (1) 滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積
- (2) 被災代替建物の種類に応じて計算した次の面積
 - イ 個人が再取得する住宅用の建物・・・滅失建物等の床面積の合計の 2 倍の面積
 - ロ イ以外の建物・・・・・・・・・・滅失建物等の床面積の合計の 6 倍の面積

【面積制限を超えないことを明らかにする書類（例示）】

- ア 滅失建物等の床面積を基準とする場合
 - ・ 滅失建物等の登記事項証明書
 - ・ 滅失建物等の固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類
 - ・ 滅失建物等の罹災証明書（滅失建物等の床面積が記載されている場合）
 - ・ 滅失建物等の建築確認通知書等建築確認関係書類
- イ 滅失建物等の敷地の面積を基準とする場合
 - ・ 滅失建物等の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書
 - ・ 滅失建物等及び土地の固定資産評価通知書等固定資産評価関係書類
 - ・ 滅失建物等の建築確認通知書等建築確認関係書類及び土地の登記事項証明書

(注) 法務省の資料に基づき当省が作成した。

(3) その他

勧告	説明図表番号
<p>ア 自動車の抹消登録申請</p> <p>東日本大震災では、津波や地震により多くの自動車が被災し、被災3県で約6.8万台の永久抹消登録（平成24年3月現在）が行われた。</p> <p>自動車の永久抹消登録は、自動車登録令（昭和26年政令第256号）第10条の規定により、申請者が自動車を登録した運輸支局等に出頭して手続を行わなければならない。これは、手続の真正性を担保するための措置である。</p> <p>しかし、出頭申請の義務付けは、被災により移動手段を失った申請者にとって大きな負担であり、運輸支局等から離れた地域に避難した者の負担は特に大きい。</p> <p>国土交通省は、「東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について」（平成23年3月25日付け国自情第234号自動車交通局技術安全部自動車情報課長通知）により、自動車登録番号が分からなくても申請者の説明や納税証明書などで自動車を特定できれば申請を受け付ける特例措置を講じたが、出頭申請の緩和は行わなかった。</p> <p>同省は、出頭申請の負担を軽減するため、平成23年6月から9月までの間、被災3県の18地域に自動車登録官を計32回出張させることにより、計930台の抹消登録を行った。ただし、被災自動車数が約6.8万台であるため、その効果は限定的である。</p> <p>一方、現在、10都府県で実施されている新車新規登録自動車の電子申請は、出頭申請が不要であるため、これを抹消登録申請にも適用した上で、実施道府県を拡大すれば、災害時における抹消登録申請の負担軽減につながると考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国土交通省は、大規模災害における被災者の申請手続の負担を軽減する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 自動車の抹消登録申請に係る自動車登録官の出張受付について、開始時期を早めるとともに、回数、期間を拡充すること。</p> <p>② 自動車の抹消登録申請について、自動車登録の電子申請の対象に抹消登録を加え、実施道府県を拡大すること。</p> <p>イ 広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与の円滑な実施</p> <p>災害救助法第23条第1項の規定に基づく応急仮設住宅の供与は、民間賃貸住宅の借上げによることでも差し支えないとされている。</p> <p>東日本大震災では、都道府県の区域を越える広域避難者に対して、初めて民間賃貸住宅の借上げ供与が行われ、その入居者は平成24年12月現在約1.2万人である。</p>	<p>図表4-(3)-①</p> <p>図表4-(3)-②</p> <p>図表4-(3)-③</p> <p>図表4-(3)-④</p>

広域避難者に対する民間賃貸住宅の借上げ供与は、被災3県がそれぞれ、全国の都道府県に協力を依頼して行っている。

厚生労働省は、平成23年4月30日、被災3県に「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」（平成23年4月30日付け社援発0430第1号社会・援護局長通知）を通知した。この通知は、民間賃貸住宅の借上げ供与が国庫負担の対象であること、国庫負担の対象は敷金等の入居費用、家賃、共益費及び管理費であること、家賃の参考金額は一戸当たり月額6万円であることなどを示している。

被災3県は、県外に避難している被災者の不安の軽減と生活環境の安定を早急に図るため、厚生労働省に対し、この通知を被災3県だけでなく全国の都道府県に行うよう要請したが、行われなかった。

このため、被災3県はそれぞれ、通知があったことを各都道府県に連絡するとともに、対象世帯、対象経費、入居期間、事務手続などを定めた取扱要領の参考例を作成し、5月中旬、各都道府県に送付した。また、宅地建物取引業界の全国組織にも協力を依頼した。

厚生労働省の通知から、協力依頼を受けた各都道府県が準備を開始するまでに約1か月を要し、さらに各都道府県が、被災3県との個別の質疑応答を経て、予算を措置し、取扱要領を作成した上で、広域避難者に対する入居受付が開始された。

被災3県から依頼を受けた各都道府県による民間賃貸住宅借上げ供与の開始時期は、最も早い県で平成23年4月から、最も遅い県で24年1月からであり、開始時期に大きな差が生じた。また、民間賃貸住宅の借上げ供与を実施していない県は10県である。

将来発生が懸念されている大規模災害では、多数の都道府県が被災することが予想されており、今回のように各被災県が他の都道府県にそれぞれ協力を依頼する方式では、迅速な対応が望めず、混乱が生じるおそれもある。

【所見】

したがって、厚生労働省は、都道府県の区域を越えた広域避難者の民間賃貸住宅の借上げ供与については、多数の都道府県が被災することを前提に、国があらかじめ実施方法を定める必要がある。

ウ 母子寡婦福祉資金貸付の条件

母子寡婦福祉資金貸付は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条の規定に基づき、母子家庭や寡婦を対象に経済的自立と生活の安定を図るため、修学資金、生活資金、住宅資金、事業開始資金などを都道府県が貸し付ける制度である。貸付金の利率は、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%である。被災3県では、平成24年3月現在、計1,854人（無利子貸付1,780人、有利子貸付74人）が貸付を受けている。

図表4-(3)-⑤

図表4-(3)-⑥

母子寡婦福祉資金貸付の保証人については、被災3県のうち2県が「母子寡婦貸付金は、母子の自立を目指すものであり、孤立しがちな母子に対し、身近な親族等を保証人とすることにより、より多くの者による支援を受けているという実感がわき、母子の自立にもつながる」という理由から保証人を県内居住者とすることを原則的な取扱いとし、両県のホームページに記載しているが、例外も認めており、実際に県外の連帯保証人である場合でも貸付を行っている。

【所見】

したがって、厚生労働省は、母子寡婦福祉資金貸付の条件について、被災した母子家庭や寡婦を支援する観点から、都道府県に対し、大規模災害時において、母子寡婦福祉資金貸付の保証人の地域要件の取扱いを正確に周知するよう技術的助言を行う必要がある。

エ 大学授業料の免除

東日本大震災では、被災した学生の修学の機会を確保する観点から、奨学金の貸与、授業料の免除などの支援措置が講じられている。

文部科学省は、「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について（通知）」（平成23年3月14日付け22文科高第1254号文部科学副大臣）により、各大学に対し、授業料の納付が困難となった学生に対する各大学の経済的支援に関する制度の活用、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い及び相談体制の充実を求めている。

授業料の免除に当たり、各大学の多くは、申請者が免除の要件に該当するかどうかを判断するため、罹災証明書の添付を求めているが、東日本大震災では、被災家屋が多い上に、市町村の機能が著しく低下したため、罹災証明書の発行が遅れた。

一方、大学の中には、罹災証明書の発行状況を考慮せずに授業料免除申請の受付期間を設定しているものがあり、以下のような授業料の免除が受けられなかった例が発生している。

（事例）

宮城県内の実家が被災した兄妹は異なる国立大学の学生であり、両大学の授業料免除申請の期限は平成23年5月末であった。兄妹はボランティア活動などを行っていたこと、罹災証明書の発行が遅れていたことから、期限を徒過した同年6月に取りあえず被害認定区分のない被災証明書を添付の上、免除申請を行った。その後、罹災証明書は同年8月上旬に発行された。

免除申請を受けた一方の大学は、申請期間を過ぎたことを理由に申請を受け付けなかった。

図表4-(3)-⑦

<p>他方の大学は、申請を受け付け、罹災証明書の提出を待って、同年11月に授業料免除を決定した。</p>	
<p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省は、各大学が授業料を免除するに当たり、市町村の罹災証明書の発行状況を踏まえた弾力的な申請受付を行うよう要請する必要がある。</p>	
<p>オ 公営住宅の一時使用</p>	
<p>被災者の公営住宅への一時的な入居は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可により行われている。平成24年9月現在の入居決定戸数は8,895戸である。</p>	<p>図表4-(3)-⑧</p>
<p>国土交通省は、技術的助言（注）として行った「大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について」（平成19年8月9日付け国住備第38号住宅局住宅総合整備課長通知）及び「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて」（平成23年3月12日付け国住整第168号住宅局住宅総合整備課長通知）で、ファクシミリ等の利用による迅速な入居決定が図られることを念頭に置いた標準許可申請書を示すとともに、被災者の負担の軽減に最大限の配慮を求めている。</p>	<p>図表4-(3)-⑨</p>
<p>このため、調査対象の8都道府県及び9市町村では、被災者に負担を課している例はみられるものの、多くはこの通知に沿って被災者の負担の軽減を図っていた。</p>	<p>図表4-(3)-⑩</p>
<p>（注） 国が地方公共団体に行う技術的助言（地方自治法第245条の4第1項）は、必要な最小限度のもので、規範性や拘束性を有していないものである必要がある。</p>	
<p>カ 死亡届記載事項証明書の公用請求</p>	
<p>津波や建物の倒壊などの直接的な原因ではなく、避難生活での体調悪化や過労などの間接的な原因で被災者が死亡し、市町村が災害関連死と判定した場合、遺族に災害弔慰金が支給される（死亡者が主たる生計維持者の場合は500万円、それ以外の場合は250万円）。</p>	<p>図表4-(3)-⑪ 図表4-(3)-⑫</p>
<p>市町村が災害関連死の判定を行う際、法務局の発行する死亡届記載事項証明書（死亡診断書の写し）を資料として用いる場合があり、遺族の心情や負担を考慮して、市町村が遺族に代わって証明書を取得することも少なくない。</p>	
<p>調査対象20市町のうち、災害関連死の判定に死亡届記載事項証明書をを用いている市町は11市町である。このうち、3市町は法務局から証明書を公用請求により取得しているが、残る8市町は遺族が法務局に証明申請を行っている。この8市町のうち4市町は、法務局が公用請求を認めなかったとしており、法務局によって取扱いが異なっている。</p>	<p>図表4-(3)-⑬</p>

この点について、法務省は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項の規定に基づき、公用請求する法令上の根拠と理由が明らかとされている場合には、死亡届記載事項証明書の公用請求は認められるとし、本調査の途上、当省の指摘を踏まえ、各法務局にこれを周知徹底した。

キ 中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業

経済産業省が所管する「中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業」は、東日本大震災の影響を受けている中小企業などが協働して行う商品の開発や販路開拓に係る取組を支援するため、補助金を交付する事業である。

本事業は平成24年度で終了するものであるが、申請に事業計画書6部と電子媒体（CD-R）の添付を求めており、申請者から負担軽減を求める意見があったことから、今後の課題として受け止める必要がある。

図表4-(3)-⑭

ク 東日本大震災に伴う免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施状況

当省は、平成23年8月、国の資格制度73制度を抽出し、東日本大震災における資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施状況を把握し、これを参考に必要な特例措置が実施されるよう各府省に要請した。

また、平成24年5月、調査対象を国の資格制度313制度のうち取得方法が試験によるもの全て（158制度）に拡大し、特例措置の実施状況を把握した。

本調査では、このうち免許証等の再交付手数料に係る特例措置（免除措置）の実施状況のフォローアップを併せて行った。

その結果は以下のとおりであるが、今後とも、各府省がこれらを参考に取り組むことが適切と考えられる。

- ① 免許証等の再交付の根拠が「条例」の場合、免除による減収額を地方債の発行によって補うことができるため、26制度の全てについて免除措置が講じられた。
- ② 一方、免許証等の再交付の根拠が「法令」の場合、手数料免除による減収額を補う措置が講じられないため、88制度のうち免除措置が講じられたのは10制度である。これらは、申請先の団体が独自の事業として無料で再交付を行っているものなどである。
- ③ 手数料免除による減収額を補う措置が講じられない場合、免除に代え、一定期間有効な登録済証明書などを無料で発行した制度が36制度ある。
- ④ 平成25年1月、独立行政法人国民生活センターの内部規則を改正し、「消費生活専門相談員資格認定」について、受験料、認定証交付手数料、再交付手数料などに関し特例措置を講ずることを可能とした。

図表4-(3)-⑮

図表4-(3)-⑯

図表4-(3)-⑰

図表 4 - (3) - ① 自動車の永久抹消登録制度の概要

<p>(自動車登録制度の意義・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 私法秩序、国民経済の基盤の維持（民事登録） 全国的に移動・流通する国民の財産の保護、自動車の取引の安全性を確保するため、法的判断を行って所有権の確定・公証を行うこと。 全国的な行政の情報基盤、執行の担保（行政登録） 自動車の保安基準適合性の確保、徴税、不正輸出防止、リサイクル、犯罪捜査など全国的に移動・流通する自動車に係る各種国の行政のために使用の実態等を記録・管理し、また、登録時に確認を行うことにより国の行政の執行の連携を行うこと。 <p>(永久抹消登録を行うケース)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録自動車が増失、解体（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったとき。 <p>(永久抹消登録の申請方法)</p> <p>運輸支局等に出頭し、永久抹消登録申請書、手数料納付書、印鑑証明書、自動車検査証等を提出。</p> <p>自動車登録令（昭和 26 年政令第 256 号）＜抜粋＞</p> <p>(共同申請)</p> <p>第 10 条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。</p> <p>(注) 下線は当省が付した。</p>
--

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ② 「東北地方太平洋沖地震に伴う抹消登録申請時の特例的取扱について」（平成 23 年 3 月 25 日付け国自情第 234 号自動車交通局技術安全部自動車情報課長通知）による特例措置の概要

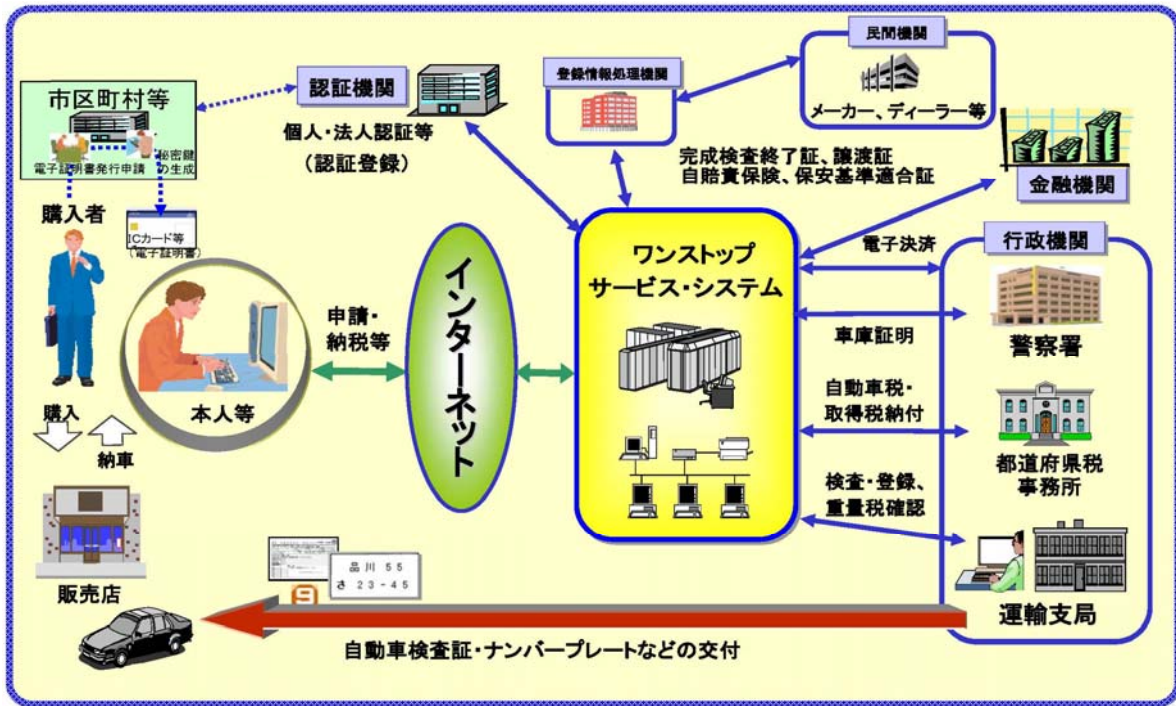
想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代える。 ① 所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等) ② 代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書：免許証等)
原因を証する書面（罹災証明書）の入手が困難	申請人の申立書をもって罹災証明書に代える。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4-(3)-③ 自動車保有関係手続のワンストップサービスの概要

(自動車保有関係手続のワンストップサービスの概要)

- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) は、新車購入時の行政手続がオンラインで一括申請できるサービス。
- ・ 平成 24 年 3 月現在、10 都府県 (東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、埼玉県、静岡県、岩手県、群馬県、茨城県、兵庫県) で利用が可能。
- ・ 窓口に出向かなくても、原則 365 日・24 時間いつでも、パソコンから申請手続を行うことができ、手数料や税の電子納付も可能。
- ・ 代行申請でも、住民基本台帳カード (電子証明書付き) 又は印鑑証明書を用意すれば、OSS による申請が可能。



(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ④ 民間賃貸住宅の借上げ供与制度の概要

地震や津波等の大規模災害によって、住家が滅失または破損し、居住する住家を失った被災者に対しては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく応急仮設住宅の供与が行われる。

応急仮設住宅の供与は、民間賃貸住宅の借上げによることも差し支えないとされており、都道府県（都道府県の委任を受けた市町村も同様）が、現に救助を要する被災者に対して民間賃貸住宅を借り上げて供与した場合、災害救助法の適用となり同法に基づく国庫負担が行われる。

【実施主体】

都道府県

【対象者】

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの

【供与期間】

原則として 2 年以内（東日本大震災における応急仮設住宅については 1 年延長）

【国庫負担対象経費】

敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用並びに月ごとの家賃、共益費及び管理費

（注）厚生労働省及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑤ 「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」（平成 23 年 4 月 30 日付け社援発 0430 第 1 号社会・援護局長通知）〈抜粋〉

1. 災害救助法による応急救助は、県が、現に救助を要する被災者に対して行うものである。この考え方に沿って、現に救助を要する被災者に、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供した場合に、災害救助法の適用となって同法の国庫負担が行われる。
2. 3. （略）
4. 民間賃貸住宅借上げの場合の国庫負担対象経費は、敷金、礼金、仲介手数料等の入居に当たっての費用、並びに、月ごとの家賃、共益費及び管理費である。共益費及び管理費の実費は、月ごとの家賃に加算できる。
5. 月ごとの家賃については、地域の実情（実勢賃貸料）、被災者の家族構成等により区々であると想定されるものの、災害救助費という公費負担の性格にも鑑み、岩手・宮城内陸地震の際には一戸当たり月額 6 万円としたことを参考とされたい。 なお、さらに特別な事情がある場合は、協議されたい。
6. （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 4 - (3) - ⑥ 被災 3 県から依頼を受けた各都道府県の民間賃貸住宅の借上げ供与の開始月

受付開始月	都道府県数
平成23年 4月	1
5月	2
6月	2
7月	6
8月	8
9月	3
10月	1
11月	3
12月	5
平成24年 1月	1
市町村ごと	2
未実施	10

(注) 当省の調査結果による。

図表 4 - (3) - ⑦ 「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について (通知)」(平成 23 年 3 月 14 日付け 22 文科高第 1254 号文部科学副大臣) <抜粋>

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災した学生等の修学の機会を確保する観点から、修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等を対象に、緊急採用（第一種）奨学金及び応急採用（第二種）奨学金の申込みを随時受け付けておりますので、支援を必要とする学生等やその保護者がそれらを活用できるよう、それらの具体的内容及び利用方法について、学生等やその保護者への周知を図るようお願いします。

また、授業料等の納付が困難となった学生等に対しては、各大学等における経済的支援に関する制度等の活用や、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、相談体制の充実を図り、大学等で学ぶ意欲のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、配慮をお願いします。

図表 4 - (3) - ⑧ 公営住宅の一時使用の概要

- 東日本大震災における被災者の公営住宅への一時的な入居は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可により実施。
- 地方公共団体（都道府県又は市町村）は、被災者に対し、公営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅等を提供。

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項<抜粋>

（行政財産の管理及び処分）

第 238 条の 4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

【実施主体】

地方公共団体（都道府県、市町村）

【対象となる住宅】

- ・ 地方公共団体が管理する公営住宅、改良住宅その他の公的賃貸住宅
- ・ 地方住宅供給公社が管理する賃貸住宅
- ・ 独立行政法人都市再生機構（UR）が管理する賃貸住宅
- ・ 被災者が個々に契約する民間賃貸住宅
- ・ 国家公務員宿舎
- ・ 雇用促進住宅

【費用負担】

公営住宅を提供する都道府県、市町村等

（注）国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑨ 「大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について」
（平成 19 年 8 月 9 日付け国住備第 38 号住宅局住宅総合整備課長通知）<抜粋>

この度、被災者の避難生活を早期に解消し、極力負担の少ない方法で公営住宅等へ円滑かつ迅速に入居できるようにするため、公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書（以下「標準申請書」という。）を作成しました。

標準申請書の作成に当たっては、公営住宅等の管理上必要最低限の入居者（その同居者を含む。）情報の記入及び添付書類でどの事業主体にも申請可能となるように、かつ、ファクシミリ等の利用による迅速な入居決定が図られることを念頭に置いています。

貴職におかれましては、公営住宅等の適正な管理に留意し、かつ、標準申請書の作成趣旨にご理解をいただき、被災者の負担の軽減に最大限の配慮をお願いします。

（注）下線は当省が付した。

図表 4 - (3) - ⑩ 公営住宅への一時的な入居に際して、被災者に負担を課している例

事例 1	被災者が、県外の市役所に電話で市営住宅への入居の希望を伝えたところ、直接市役所の窓口で手続をとるよう求められたため、仙台空港から新千歳空港間の航空運賃を含む旅費を負担し入居申請を行った。
事例 2	県外の市営住宅に入居している避難者は、6 か月ごとの延長申請を市役所に出向いて行っている。この市は、本人出頭による延長申請を一般の入居者には求めておらず、避難者にのみ求めている。同市担当者は、この理由を、応急仮設住宅の供与は一時的な救助であり、来たるべき生活への心構えを醸成するためと説明している。入居している避難者は延長申請のたびに退去を求められているような心理的負担を感じると述べている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 4 - (3) - ⑪ 東日本大震災における「災害関連死の死者」の定義及び災害関連死の判定方法

<p>(東日本大震災における「震災関連死の死者」の定義)</p> <p>東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方</p> <p>(災害関連死の判定方法)</p> <p>災害弔慰金の支給に当たり、自治体が医師、弁護士等の有識者による審査会を設置し、当該審査会における審査を経て判定。</p>
--

(注) 復興庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑫ 災害弔慰金制度の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく制度。市町村が、条例の定めるところにより、災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

【実施主体】

市町村（特別区を含む）

【対象災害】

自然災害（以下のいずれかに該当）

- ・ 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

【対象者】

災害により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

※ 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

【支給額】

ア．生計維持者が死亡した場合 500 万円

イ．その他の者が死亡した場合 250 万円

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑬ 調査対象市町における災害関連死の判定時の死亡届記載事項証明書の添付状況

死亡届記載事項証明書の添付無し	死亡届記載事項証明書を添付		
	公用請求により取得	遺族の申請により取得	
		公用請求が可能	公用請求できない
9 市町	3 市町	4 市町	4 市町

（注） 1 当省の調査結果による。

2 平成 24 年 3 月末現在の死亡届記載事項証明書の添付状況である。

図表 4 - (3) - ⑭ 中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業の概要

中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業は、東日本大震災の影響を受けている中小企業者等の復興を支援し、地域中小企業の販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するため、中小企業等が協働して、優れた素材や技術等を活かした優れた商品の開発及び販路開拓に係る取組を支援することを目的とした制度。

【実施主体】

全国中小企業団体中央会

【採択数（23年度）】

34 件

【補助対象費用及び補助限度額】

補助対象費用	①謝金 ②旅費 ③借損料 ④産業財産権等取得等費 ⑤雑役務費 ⑥会場借料 ⑦資料購入費 ⑧通信運搬費 ⑨原材料費 ⑩機械装置等費 ⑪展示会等出展費 ⑫マーケティング調査費 ⑬商品紹介資料作成費（広報費） ⑭外注・委託費 ⑮その他の経費（15項目）
1 事業当たりの補助限度額	2,000 万円（下限 100 万円）

【提出書類】

提出書類	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 決算書（直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書） ※ 上記の書類がない設立後 2 年未満の企業等は、決算書に加え、事業計画書及び収支予算書 ・ 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット・資料 ・ 定款又は商業登記簿謄本（提出日前 3 か月以内に発行されたもの） 	各 6 部
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書の内容が全て入力された電子媒体（「ワード」又は「一太郎」のファイルを CD-R に保存） ・ 役員名簿（エクセルデータ、上記 CD-R に保存） ・ 書類受付通知用はがき 	各 1 部

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

図表 4 - (3) - ⑮ 免許証等の再交付手数料の免除措置

	調査対象	免除あり
条例	26 制度	26 制度 (100.0%)
法令	88 制度	10 制度 (11.4%)
その他	8 制度	5 制度 (62.5%)
計	122 制度	41 制度 (33.6%)

（注）当省の調査結果による。

図表 4 - (3) - ⑩ 免除措置を講じない理由
(重複回答あり)

	資格制度
無料の証明書を発行	36 制度
法令に免除規定なし	25 制度
要望がない	20 制度
その他	5 制度
計	86 制度

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 資格制度の実数は81制度である。

図表4-(3)-⑰ 免許証等の再交付手数料に係る免除措置を実施していないもの

所管省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付手数料	免除措置を講じない主な理由	
消費者庁	消費生活専門相談員	消費生活専門相談員資格認定証	(独)国民生活センター	1,800円	C	
総務省	無線従事者	無線従事者免許証	総務省	2,200円	B	
	電気通信主任技術者	電気通信主任技術者資格者証	総務省	1,350円	B	
	工事担任者	工事担任者資格者証	総務省	1,350円	B	
文部科学省	技術士	技術士登録証	(公社)日本技術士会	6,500円	C	
	放射線取扱主任者	放射線取扱主任者免状	文部科学省	3,500円	B、C	
	学芸員	合格証書	文部科学省	700円	C	
厚生労働省	医師	医師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	臨床検査技師	臨床検査技師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	診療放射線技師	診療放射線技師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	歯科医師	歯科医師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	歯科技工士	歯科技工士免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	歯科衛生士	歯科衛生士免許証	(財)歯科医療研修振興財団	3,100円	A	
	義肢装具士	義肢装具士免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	臨床工学技士	臨床工学技士免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	柔道整復師	柔道整復師免許証	(財)柔道整復研修試験財団	4,000円	A	
	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	A	
	はり師	はり師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	A	
	きゆう師	きゆう師免許証	(財)東洋療法研修試験財団	3,300円	A	
	保健師	保健師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	助産師	助産師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	看護師	看護師免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	理学療法士	理学療法士免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	作業療法士	作業療法士免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	視能訓練士	視能訓練士免許証	厚生労働省	3,100円	A	
	救急救命士	救急救命士免許証	(財)日本救急医療財団	5,000円	A	
	言語聴覚士	言語聴覚士免許証	(財)医療研修推進財団	4,800円	A	
	管理栄養士	管理栄養士免許証	厚生労働省	3,300円	A	
	専門調理師	専門調理師認定(技能検定合格)証書	(社)調理技術技能センター	2,000円	D	
	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者免状	厚生労働省	1,900円	C	
	給水装置工事主任技術者	給水装置工事主任技術者免状	厚生労働省	2,150円	C	
	薬剤師	薬剤師免許証	厚生労働省	2,750円	A	
	ボイラー技士	特級ボイラー技士	特級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	A
		一級ボイラー	一級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500円	A

所管 省庁	資格制度名		免許証等の名称	再交付申請先	再交付 手数料	免除措置を 講じない 主な理由	
厚生 労働省		技士					
		二級ボイラー 技士	二級ボイラー技士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		ボイラー溶接士	ボイラー溶接士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		ボイラー整備士	ボイラー整備士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		クレーン・デリック運転士	クレーン・デリック運転士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		移動式クレーン運転士	移動式クレーン運転士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		揚貨装置運転士	揚貨装置運転士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		発破技士	発破技士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		潜水士	潜水士免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		林業架線作業主任者	林業架線作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		ガス溶接作業主任者	ガス溶接作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		高圧室内作業主任者	高圧室内作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		エックス線作業主任者	エックス線作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		衛生管理者	衛生管理者免許証	都道府県労働局	1,500 円	A	
		労働安全コンサルタント	労働安全コンサルタント登録証	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	2,450 円	C	
		労働衛生コンサルタント	労働衛生コンサルタント登録証	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	2,450 円	C	
	作業環境測定士	作業環境測定士登録証	(社)日本作業環境測定協会	3,450 円	C		
経済産業省		情報処理技術者	情報処理技術者試験合格証明書	(独)情報処理推進機構	700 円	B	
		計量士	計量士登録証	経済産業省	2,000 円	D	
		エネルギー管理士	エネルギー管理士免状	経済産業省(資源エネルギー庁)	2,250 円	B	
		電気主任 技術者	第一種電気主任技術者	第一種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600 円	B
			第二種電気主任技術者	第二種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600 円	B
			第三種電気主任技術者	第三種電気主任技術者免状	経済産業省(産業保安監督部経由)	2,600 円	B
	ガス主任技術者	ガス主任技術者免状	(一財)日本ガス機器検査協会	2,250 円	B		
国土交通省		溶接工	溶接技りょう試験合格証明書	地方運輸局等	3,050 円	C	
		水先人	水先免状	地方運輸局等	2,450 円	C	
		船舶料理士	船舶料理士資格証明書	地方運輸局等	2,350 円	C	
		救命艇手	救命艇手適任証書	地方運輸局等	2,150 円	C	
		衛生管理者	衛生管理者適任証書	地方運輸局等	2,250 円	C	

所管 省庁	資格制度名	免許証等の名称	再交付申請先	再交付 手数料	免除措置を 講じない 主な理由	
国土交通省	航空従事者	○技能証明書 ・定期運送用操縦士 ・事業用操縦士 ・自家用操縦士 ・一等航空士 ・二等航空士 ・航空機関士 ・航空通信士 ・一等航空整備士 ・二等航空整備士 ・一等航空運航整備士 ・二等航空運航整備士 ・航空工場整備士 ・計器飛行証明 ・操縦教育証明 ・航空英語能力証明 ○運航管理者技能検定合格証明書	国土交通省 航空局	1,750 円	C	
	動力車操縦者	動力車操縦者運転免許証	国土交通省地方 運輸局及び内閣 府沖縄総合事務局	2,100 円	C	
	運行管理者(旅客自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方 運輸局	270 円	D	
	運行管理者(貨物自動車)	運行管理者資格者証	国土交通省地方 運輸局	270 円	D	
	土木施工 管理技士	土木施工管 理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		土木施工管 理技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	建設機械 施工技士	建設機械施 工技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		建設機械施 工技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	管工事施 工管理技 士	管工事施工 管理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		管工事施工 管理技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	造園施工 管理技士	造園施工管 理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		造園施工管 理技士 (2 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
	建築施工 管理技士	建築施工管 理技士 (1 級)	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B
		建築施工管 理技士	合格証明書	国土交通省	2,200 円	B

所管 省庁	資格制度名		免許証等の名称	再交付申請先	再交付 手数料	免除措置を 講じない 主な理由
国土交 通省		(2級)				
	電気工事 施工管理 技士	電気工事施 工管理技士 (1級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	B
		電気工事施 工管理技士 (2級)	合格証明書	国土交通省	2,200円	B
	管理業務主任者		管理業務主任者証	地方整備局等	2,300円	B
	建築設備士		建築設備士登録証	(社)建築設備技 術者協会	3,150円	D
	土地区画整理士		土地区画整理士技術検定合 格証明書	国土交通省	1,900円	B
	マンション管理士		マンション管理士登録証	(財)マンション管 理センター	2,300円	B、C
経済産 業省 環境省	公害防止主任管理者		合格証書	(社)産業環境管 理協会	2,150円	B
	公害防止管理者		合格証書	(社)産業環境管 理協会	2,150円	B
国土交 通省 環境省	浄化槽設備士		免状・設備士証	国土交通省	2,300円	B
環境省	臭気測定業務従事者(臭気 判定士)		臭気判定士免状	(公社)におい・ かおり環境協会	3,000円	B
	浄化槽管理士		浄化槽管理士免状	環境大臣(窓口 を(財)日本環境 整備教育センタ ーに委託)	2,300円	B
	技術管理者(土壌汚染調査 技術管理者)		技術管理者証	環境省	1,250円	B、C
	核燃料取扱主任者		核燃料取扱主任者免状	原子力規制委員 会	3,300円	B、C
	原子炉主任技術者		原子炉主任技術者免状	原子力規制委員 会	3,300円	B、C

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「再交付手数料」欄に記載の額は、電子申請以外のもの。
3 「免除措置を講じない主な理由」欄記載の記号の分類は以下のとおり。

A：一定期間有効な登録済証明書等を無料で発行 B：法令に免除規定がない C：再交付申請又は特例措置の要望がない D：その他
--